

道路交通法の一部を改正する法律案新旧対照条文

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（停車及び駐車を禁止する場所）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>（罰則）<u>第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第百十九条の四第一項第一号、同条第二項</u>（略）</p> <p>（駐車を禁止する場所）</p> <p>第四十五条</p> <p>1～3（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項及び第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第百十九条の四第一項第一号、同条第二項</u>（略）</p> <p>（停車又は駐車の方法）</p> <p>第四十七条</p> <p>1～3（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第百十九条の四第一項第四号、第二項及び第三項については第百十九条の三第一項第二号、第百十九条の四第一項第四号</u>（略）</p> <p>（停車又は駐車の方法の特例）</p> <p>第四十八条（略）</p> <p>（罰則）<u>第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第百十九条の四第</u></p>	<p>（停車及び駐車を禁止する場所）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>（罰則）<u>第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項</u>（略）</p> <p>（駐車を禁止する場所）</p> <p>第四十五条</p> <p>1～3（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項及び第二項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項</u>（略）</p> <p>（停車又は駐車の方法）</p> <p>第四十七条</p> <p>1～3（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第百十九条の三第一項第四号、第二項及び第三項については第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号</u>（略）</p> <p>（停車又は駐車の方法の特例）</p> <p>第四十八条（略）</p> <p>（罰則）<u>第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第</u></p>

一項第一号、同条第二項)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の二

1~5 (略)

(罰則 第二項及び第五項後段については第百十九条の四第一項第一号、同条第二項 第三項については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第百十九条の四第一項第一号、同条第二項 第四項については第百十九条の四第一項第三号、同条第二項)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反していると認められるとき(次条第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)(は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下この条及び第五十一条の三において「運転者等」という。)(に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

一項第一号、同条第二項)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の二

1~5 (略)

(罰則 第二項及び第五項後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項 第三項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項 第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第二項)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反していると認められるとき(次条第一項において「違法駐車と認められる場合」という。)(は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下この条及び第五十一条の三において「運転者等」という。)(に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

- 2 (略)
- 3 第一項の場合において、現場に当該車両の運転者等がいなかったために、当該運転者等に対して同項の規定による命令をすることができないときは、警察官等は、当該車両の使用者又は所有者（以下第五十一条の三までにおいて「使用者等」という。）に対して、直ちに当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべき旨又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべき旨及びこれらの措置をとつたときは速やかに当該警察官等又は当該車両が駐車している場所を管轄する警察署長にその事実を申告すべき旨を告知する内閣府令で定める標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けることができる。この場合において、警察官等は、当該警察署長にそのつた措置について報告しなければならない。
- 4 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、前項の規定により車両に取り付けられた標章を取り除かなければならない。
- 一 前項の警察官等又は警察署長が当該車両の使用者等から同項の規定による告知に係る措置をとつた旨の申告を受けた場合においてその事実を確認したとき。 当該警察官等又は警察署長
- 二 警察官等が当該車両につき第六項の規定による措置をとり、又は同項の規定による移動を行ったとき。 当該警察官等
- 三 (略)
- 5 (略)
- 6 第三項に規定する場合における当該車両については、警察官等は、道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度にお

- 2 (略)
- 3 第一項の場合において、現場に当該車両の運転者等がいなかったために、当該運転者等に対して同項の規定による命令をすることができないときは、警察官等は、当該車両の所有者又は使用者（以下第五十一条の三までにおいて「所有者等」という。）に対して、直ちに当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべき旨又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべき旨及びこれらの措置を執つたときは速やかに当該警察官等又は当該車両が駐車している場所を管轄する警察署長にその事実を申告すべき旨を告知する内閣府令で定める標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けることができる。この場合において、警察官等は、当該警察署長にその採つた措置について報告しなければならない。
- 4 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、前項の規定により車両に取り付けられた標章を取り除かなければならない。
- 一 前項の警察官等又は警察署長が当該車両の所有者等から同項の規定による告知に係る措置を執つた旨の申告を受けた場合においてその事実を確認したとき。 当該警察官等又は警察署長
- 二 警察官等が当該車両につき第六項の規定による措置を採り、又は同項の規定による移動を行ったとき。 当該警察官等
- 三 (略)
- 5 (略)
- 6 第三項に規定する場合における当該車両については、警察官等は、道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度にお

いて、当該車両の駐車の方法の変更その他必要な措置をとり、又は当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。

7～9 (略)

10 警察署長は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の使用  
者に対し、保管を始めた日時及び保管の場所並びに当該車両を速やかに引  
き取るべき旨を告知しなければならない。

11 警察署長は、前項の場合において、当該車両の使用者の氏名及び住所を  
知ることができないとき、その他当該使用者に当該車両を返還することが  
困難であると認められるときは、当該車両の所有者に対し、同項に規定す  
る旨を告知しなければならない。

12 警察署長は、前項の場合において、当該車両の所有者の氏名及び住所を  
知ることができないときは、政令で定めるところにより、当該車両の保管  
の場所その他の政令で定める事項を公示しなければならない。

13 前三項に定めるもののほか、第九項の規定により保管した車両の返還に  
関し必要な事項は、政令で定める。

14 警察署長は、第九項の規定により保管した車両につき、第十一項の規定  
による告知の日又は第十二項の規定による公示の日から起算して一月を経  
過してもなお当該車両を返還することができない場合において、政令で定  
めるところにより評価した当該車両の価額に比し、その保管に不相当な費

いて、当該車両の駐車の方法の変更その他必要な措置を採り、又は当該車  
両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所  
に当該車両を移動することができる。

7～9 (略)

10 警察署長は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有  
者等に対し、保管を始めた日時及び保管の場所並びに当該車両を速やかに  
引き取るべき旨を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため政令  
で定める必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車  
両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定める  
ところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

11 警察署長は、第九項の規定により保管した車両につき、前項後段の規定  
による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該車両を返還するこ  
とができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該車両  
の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、政令で定めると

用を要するときは、政令で定めるところにより、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができる。

15| (略)

16| 第十四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

17| 第二項、第六項又は第八項から第十三項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者等の負担とする。

18| 警察署長は、前項の規定により運転者等又は使用者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額、納付の期限及び場所を定め、これらの者に対し、文書でその納付を命じなければならない。この場合において、納付すべき金額は、同項に規定する費用につき実費を勘案して都道府県規則でその額を定めたときは、その定めた額とする。

19| (略)

20| (略)

21| 納付され、又は徴収された負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収入とする。

22| 第十一項の規定による告知の日又は第十二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第九項の規定により保管した車両（第十四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

23| 警察署長は、第十四項の規定による車両（道路運送車両法（昭和二十六

ころにより、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができる。

12| (略)

13| 第十一項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

14| 第二項、第六項又は第八項から第十項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は所有者等の負担とする。

15| 警察署長は、前項の規定により運転者等又は所有者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額、納付の期限及び場所を定め、これらの者に対し、文書でその納付を命じなければならない。この場合において、納付すべき金額は、同項に規定する費用につき実費を勘案して都道府県規則でその額を定めたときは、その定めた額とする。

16| (略)

17| (略)

18| 納付され又は徴収された負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収入とする。

19| 第十項後段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第九項の規定により保管した車両（第十一項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

20| 警察署長は、第十一項の規定による車両（道路運送車両法（昭和二十六

年法律第百八十五号)による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。)の売却、第十五項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第百五条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に嘱託しなければならない。

24) 第九項、第十項及び第十二項から第二十二項までの規定は、第九項の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について準用する。この場合において、第十項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)」と、第十二項中「前項」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第十三項中「前三項」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項及び前項」と、第十四項中「第十一項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十四項において読み替えて準用する第十項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、第十七項中「第二項、第六項又は第八項から第十三項までの規定による車両の移動」とあるのは「第二十四項において準用する第九項、第十項、第十二項又は第十三項の規定による」と、「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第十八項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と

年法律第百八十五号)による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。)の売却、第十二項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第百五条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に嘱託しなければならない。

21) 第九項から第十九項までの規定は、第九項の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について準用する。この場合において、第十項中「所有者等に対し」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)」に対し」と、第十一項中「前項後段」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は前項後段」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、第十四項中「第二項、第六項又は第八項から第十項までの規定による車両の移動」とあるのは「第九項又は第十項の規定による」と、「運転者等又は所有者等」とあるのは「所有者等」と、第十五項中「運転者等又は所有者等」とあるのは「所有者等」と読み替えるものとする。

、第二十二項中「第十一項の規定による」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

(罰則) (略)

第五十一条の二

1～5 (略)

6 警察署長は、第二項の規定により車輪止め装置を取り付けた車両の使用等<sup>者</sup>その他の関係者であつて当該車両を移動しようとするものからその旨の申告を受けたときは、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならない。

7～11 (略)

(罰則) (略)

(指定車両移動保管機関)

第五十一条の三 警察署長は、第五十一条第八項及び第九項(同条第二十四項)において準用する場合を含む。( )の規定による車両(積載物を含む。以下この条において同じ。( )の移動及び保管に係る事務(警察署長が同条第八項の規定により移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管に係るものに限る。以下「車両移動保管事務」という。( )の全部又は一部を、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができる<sup>と認められるものとして公安委員会があらかじめ指定する者</sup>(以下「指定車両移動保管機関」という。( )に行わせることができる。

2 公安委員会は、指定車両移動保管機関の財産の状況又はその事務の運営

(罰則) (略)

第五十一条の二

1～5 (略)

6 警察署長は、第二項の規定により車輪止め装置を取り付けた車両の所有者<sup>者</sup>その他の関係者であつて当該車両を移動しようとするものからその旨の申告を受けたときは、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならない。

7～11 (略)

(罰則) (略)

(指定車両移動保管機関)

第五十一条の三 警察署長は、第五十一条第八項及び第九項(同条第二十四項)において準用する場合を含む。( )の規定による車両(積載物を含む。以下この条において同じ。( )の移動及び保管に係る事務(警察署長が同条第八項の規定により移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管に係るものに限る。以下「車両移動保管事務」という。( )の全部又は一部を、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができる<sup>と認められるものとして公安委員会があらかじめ指定する者</sup>(以下「指定車両移動保管機関」という。( )に行わせることができる。

2 公安委員会は、指定車両移動保管機関の財産の状況又はその事務の運営

に關し改善が必要であると認めるときは、指定車両移動保管機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3～5 (略)

6 指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行ったときは、当該車両の運転者等又は使用者等は、実費を勘案して都道府県公安委員会規則で定める額の負担金を当該指定車両移動保管機関に、その定める期限までにその定める場所において納付しなければならない。

7 指定車両移動保管機関は、前項の車両の運転者等又は使用者等が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、指定車両移動保管機関は、負担金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料の納付を求めることができる。

8・9 (略)

10 第五十一条第十項から第十七項まで、第二十項後段、第二十一項及び第二十二項(これらの規定を同条第二十四項において準用する場合を含む)並びに第二十三項の規定は、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務について準用する。この場合において、同条第十七項中「第二項、第六項又は第八項」とあるのは「第八項」と、同条第二十項後段中「負担金等」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等」と、同条第二十一項

中「負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収入とする」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等は、当該指定車両移動保管機関の収入とする」と、同条第二十三項中「政令で定めるところにより」とあるのは

に關し改善が必要であると認めるときは、指定車両移動保管機関に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3～5 (略)

6 指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行ったときは、当該車両の運転者等又は所有者等は、実費を勘案して都道府県公安委員会規則で定める額の負担金を当該指定車両移動保管機関に、その定める期限までにその定める場所において納付しなければならない。

7 指定車両移動保管機関は、前項の車両の運転者等又は所有者等が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、指定車両移動保管機関は、負担金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料の納付を求めることができる。

8・9 (略)

10 第五十一条第十項から第十四項まで、第十七項後段、第十八項及び第十九項(これらの規定を同条第二十一項において準用する場合を含む)並びに第二十項の規定は、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に關して準用する。この場合において、同条第十四項中「第二項、第六項又は第八項」とあるのは「第八項」と、同条第十七項後段中「負担金等」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等」と、同条第十八項中「負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収入とする」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等は、当該指定車両移動保管機関の収入とする」と、同条第二十項中「政令で定めるところにより」とあるのは「当該警察



「当該警察署長に対し」と、「囑託しなければならない」とあるのは「囑託するよう申請しなければならない。この場合において、警察署長は、政令で定めるところにより、当該申請に係る登録をこれらの者に囑託しなければならない」と読み替えるものとする。

11 指定車両移動保管機関は、前項において準用する第五十一条第十四項及び第十五項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により車両を売却し、又は廃棄しようとするときは、政令で定めるところにより、警察署長の承認を受けなければならない。

12～15（略）

（罰則）（略）

（危険防止の措置）

第六十七条

1～3（略）

（罰則）第一項については第百十九条第一項第八号 第二項については第百十九条の二）

（共同危険行為等の禁止）

第六十八条 二人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において二台以上の自動車又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしてはならない。

（罰則）（略）

（運転者の遵守事項）

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

署長に対し」と、「囑託しなければならない」とあるのは「囑託するよう申請しなければならない。この場合において、警察署長は、政令で定めるところにより、当該申請に係る登録をこれらの者に囑託しなければならない」と読み替えるものとする。

11 指定車両移動保管機関は、前項において準用する第五十一条第十一項及び第十二項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）の規定により車両を売却し、又は廃棄しようとするときは、政令で定めるところにより、警察署長の承認を受けなければならない。

12～15（略）

（罰則）（略）

（危険防止の措置）

第六十七条

1～3（略）

（罰則）第一項については第百十九条第一項第八号 第二項については第百二十条第一項第十一号）

（共同危険行為等の禁止）

第六十八条 二人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において二台以上の自動車又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（罰則）（略）

（運転者の遵守事項）

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一〇五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第二百二十条第一項第十一号において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。第二百二十条第一項第十一号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第二百二十条第一項第十一号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第二百二十条第一項第九号 第二号、第二号の三及び第三号については第二百十九条第一項第九号の二 第五号の五については同項第九号の三、第二百二十条第一項第十一号)

(自動車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の二 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第九号)

第七十二条の二 前条第三項の場合において、当該車両等の運転者等が負傷その他の理由により直ちに同項の規定による指示に従うことが困難である

一〇五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第二百二十条第一項第十一号において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の四及び第六号については第二百二十条第一項第九号 第二号、第二号の三及び第三号については第二百十九条第一項第九号の二 第五号の五については同項第九号の三)

(自動車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の二 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第六号)

第七十二条の二 前条第三項の場合において、当該車両等の運転者等が負傷その他の理由により直ちに同項の規定による指示に従うことが困難である

と認められるときは、現場にある警察官は、道路における交通の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な限度において、当該交通事故において損壊した物及び当該交通事故に係る車両等の積載物（以下この条において「損壊物等」という。）の移動その他応急の措置をとることができる。

2 前項の規定による措置をとつた場合において、当該損壊物等を移動したときは、警察官は、当該損壊物等を当該損壊物等の在つた場所を管轄する警察署長に差し出さなければならない。この場合において、警察署長は、当該損壊物等を保管しなければならない。

3 第五十一条第十項及び第十二項から第二十三項までの規定は、前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、同条第十項中「使用者」とあるのは、「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」（と、同条第十二項中「前項」とあるのは、「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項」と、「知ることができない」とあるのは、「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、同条第十三項中「前三項」とあるのは、「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項及び前項」と、同条第十四項中「第十一項の規定による告知の日又は」とあるのは、「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは、「費用若しくは手数料」と、同条第十七項及び第十八項中「運転者等又は使用者等」とある

と認められるときは、現場にある警察官は、道路における交通の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な限度において、当該交通事故において損壊した物及び当該交通事故に係る車両等の積載物（以下この条において「損壊物等」という。）の移動その他応急の措置を採ることができる。

2 前項の規定による措置を採つた場合において、当該損壊物等を移動したときは、警察官は、当該損壊物等を当該損壊物等の在つた場所を管轄する警察署長に差し出さなければならない。この場合において、警察署長は、当該損壊物等を保管しなければならない。

3 第五十一条第十項から第二十項までの規定は、前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、同条第十項中「所有者等に対し」とあるのは、「当該損壊物等の所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）（に対し」と、同条第十一項中「前項後段」とあるのは、「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は前項後段」と、「費用」とあるのは、「費用又は手数料」と、同条第十四項中「運転者等又は所有者等」とあるのは、「所有者等」と、同条第十五項中「運転者等又は所有者等」とあるのは、「所有者等」と読み替えるものとする。

のは「所有者等」と、同条第二十二項中「第十一項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項の規定による当該損壊物等の所有者に対する」と読み替えるものとする。

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条

1～11 (略)

(罰則 第一項第一号については第一百七十七条の四第四号、第二百二十三条 第一項第二号及び第五号については第一百八条第一項第四号、第二百二十三条 第一項第三号については第一百七十七条の二第二号、第一百七十七条の四第五号、第二百二十三条 第一項第四号については第一百七十七条の二第三号、第一百七十七条の四第六号、第二百二十三条 第一項第六号については第一百八条第一項第五号、第一百九条第一項第十一号、第一百二十三条 第一項第七号については第一百九条の三第一項第三号、第二百二十三条 第二項については第一百九条第一項第十二号、第二百二十三条 第十一項については第二百一十一条第一項第九号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八

1・2 (略)

3 第五十一条の四の規定は、自動車の運転者が高速自動車国道等において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車と同項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。

(を)し、当該自動車につき、前項において準用する第五十一条第三項、第

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条

1～11 (略)

(罰則 第一項第一号については第一百七十七条の四第四号、第二百二十三条 第一項第二号及び第五号については第一百八条第一項第四号、第二百二十三条 第一項第三号については第一百七十七条の二第二号、第一百七十七条の四第五号、第二百二十三条 第一項第四号については第一百七十七条の二第三号、第一百七十七条の四第六号、第二百二十三条 第一項第六号については第一百八条第一項第五号、第一百九条第一項第十一号、第一百二十三条 第一項第七号については第一百九条の二第一項第三号、第二百二十三条 第二項については第一百九条第一項第十二号、第二百二十三条 第十一項については第二百一十一条第一項第九号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八

1・2 (略)

3 第五十一条の四の規定は、自動車の運転者が高速自動車国道等において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車と同項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。

(を)し、当該自動車につき、前項において準用する第五十一条第三項、第

六項又は第八項の規定による措置がとられた場合について準用する。

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第二号、第百十九条の四第一項第四号、第二項については第百十九条第一項第三号、第百二十一条第一項第九号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条

1～10 (略)

11 納付され、又は徴収された負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収入とする。

12 (略)

(罰則 (略))

第百九条の三

1～4 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の四第一項第五号、第百二十三条第四項については第百十九条の四第一項第六号、第百二十三条)

第百十九条の二 第六十七条(危険防止の措置) 第二項の規定による警察官

の検査を拒み、又は妨げた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十九条の三

1・2 (略)

第百十九条の四

1・2 (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

六項又は第八項の規定による措置が採られた場合について準用する。

(罰則 第一項については第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号、第二項については第百十九条第一項第三号、第百二十一条第一項第九号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条

1～10 (略)

11 納付され又は徴収された負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収入とする。

12 (略)

(罰則 (略))

第百九条の三

1～4 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第五号、第百二十三条第四項については第百十九条の三第一項第六号、第百二十三条)

第百十九条の二

1・2 (略)

第百十九条の三

1・2 (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇八の二 (略)

九 第七十一条(運転者の遵守事項)第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)、第七十一条の四(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)第三項から第五項まで、第七十三条(妨害の禁止)、第七十六条(禁止行為)第四項又は第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項(第七十七条の三)(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

十・十の二 (略)

十一 第七十一条(運転者の遵守事項)第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通话のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者(第一百九条第一項第九号の三に該当する者を除く。)

十一の二了十五 (略)

2 (略)

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇五 (略)

六 第五十四条(警告器の使用等)第二項又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項の規定に違反した者

七〇十 (略)

2 (略)

一〇八の二 (略)

九 第七十一条(運転者の遵守事項)第一号、第四号から第五号まで、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の四(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)第三項から第五項まで、第七十三条(妨害の禁止)、第七十六条(禁止行為)第四項又は第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項(第七十七条の三)(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

十・十の二 (略)

十一 第六十七条(危険防止の措置)第二項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者

十一の二了十五 (略)

2 (略)

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇五 (略)

六 第五十四条(警告器の使用等)第二項、第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項又は第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)の規定に違反した者

七〇十 (略)

2 (略)

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第二号若しくは第三号、第一百七十七条の四第四号から第六号まで、第一百八十八条第一項第二号から第六号まで、第一百九十九条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九十九条の三第一項第三号、第一百九十九条の四第一項第五号若しくは第六号、第二百二十条第一項第十号、第十号の二、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百二十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(告知)

第二百二十六条 警察官は、反則者があると認めるときは、次に掲げる場合を除き、その者に対し、速やかに、反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種類並びにその者が次条第一項前段の規定による通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面で告知するものとする。ただし、出頭の期日及び場所の告知は、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

3 警察官は、第一項の規定による告知をしたときは、当該告知に係る反則行為が行われた地を管轄する都道府県警察の警察本部長に速やかにその旨を報告しなければならない。ただし、警察法第六十条の二又は第六十六条第二項の規定に基づいて、当該警察官の所属する都道府県警察の管轄区域

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第二号若しくは第三号、第一百七十七条の四第四号から第六号まで、第一百八十八条第一項第二号から第六号まで、第一百九十九条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九十九条の二第一項第三号、第一百九十九条の三第一項第五号若しくは第六号、第二百二十条第一項第十号、第十号の二、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百二十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(告知)

第二百二十六条 警察官は、反則者があると認めるときは、次の各号に掲げる場合を除き、その者に対し、すみやかに反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種類並びにその者が次条第一項前段の規定による通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面で告知するものとする。ただし、出頭の期日及び場所の告知は、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

3 警察官は、第一項の規定による告知をしたときは、当該告知に係る反則行為が行なわれた地を管轄する都道府県警察の警察本部長にすみやかにその旨を報告しなければならない。ただし、警察法第六十条の二又は第六十六条第一項の規定に基づいて、当該警察官の所属する都道府県警察の管轄

以外の区域において反則行為をしたと認められた者に対し告知をしたときは、当該警察官の所属する都道府県警察の警察本部長に報告しなければならぬ。

4 第一百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第一百十九条の三又は第一百十九条の四の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

(仮納付)

第一百二十九条 第二百二十六条第一項又は第四項の規定による告知を受けた者は、当該告知を受けた日の翌日から起算して七日以内に、政令で定めるところにより、当該告知された反則行為の種別に係る反則金に相当する金額を仮に納付することができる。ただし、第二百二十七条第一項前段の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

2 第二百二十七条第一項前段の規定による通告は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行なうことができる。

3 (略)

4 警察本部長は、第一項の規定による仮納付をした者に対し、第二百二十七条第二項前段の規定による通知をしたときは、当該仮納付に係る金額を速やかにその者に返還しなければならない。

附則

(交通安全対策特別交付金)

第十六条 (略)

区域以外の区域において反則行為をしたと認められた者に対し告知をしたときは、当該警察官の所属する都道府県警察の警察本部長に報告しなければならない。

4 第一百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第一百十九条の二又は第一百十九条の三の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

(仮納付)

第一百二十九条 第二百二十六条第一項又は第四項の規定による告知を受けた者は、当該告知を受けた日の翌日から起算して七日以内に、当該告知された反則行為の種別に係る反則金に相当する金額を政令で定めるところにより仮に納付することができる。ただし、第二百二十七条第二項前段の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

2 第二百二十七条第一項前段の規定による通告は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより公示して行なうことができる。

3 (略)

4 警察本部長は、第一項の規定による仮納付をした者に対し、第二百二十七条第二項前段の規定による通知をしたときは、当該仮納付に係る金額を速やかにその者に返還しなければならない。

附則

(交通安全対策特別交付金)

第十六条 (略)



2 交付金の額は、第二百二十八条第一項（第三百十条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により納付された反則金（第二百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。）に係る収入額に相当する金額に当該金額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額（附則第十八条第一項において「反則金収入相当額等」という。）から第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（附則第十八条第一項及び附則第十九条において「通告書送付費支出金相当額」という。）を控除した額とする。

2 交付金の額は、第二百二十八条第一項（第三百十条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により納付された反則金（第二百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。）に係る収入額に相当する金額に当該金額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額（附則第十八条第一項において「反則金収入相当額等」という。）から第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（附則第十八条第一項及び附則第二十一条において「通告書送付費支出金相当額」という。）を控除した額とする。

第十九条 国は、都道府県又は市町村が、交付を受けた交付金を附則第十六条第一項に規定する道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てなかつたときは、政令で定めるところにより、その充てなかつた部分に相当する金額の返還を命ずることができる。この場合において、返還された金額は、その返還された日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算する。

（報告徴収）

第二十条 国は、交付金の用途、道路交通安全施設の設置及び管理の状況等に関し、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村から報告を徴することができる。

（通告書送付費支出金の支出）

第十九条（略）

（通告書送付費支出金の支出）

第二十一条（略）

(主務大臣等)

第二十条 附則第十六条から第十八条までの規定による交付金に関する事務は総務大臣が、前条の規定による通告書送付費支出金に関する事務は内閣総理大臣が行う。

2 (略)

(地方財政審議会の意見の聴取)

第二十一条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

別表(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の	
	種類	反則金の限度額
(略)	(略)	(略)
第一百十九条の三の罪に当たる行為	(略)	(略)
第一百十九条の四第一項第一号から第四号まで又は第二項の罪に当たる行為	(略)	(略)
第一百二十条第一項第二号から第八号まで、第九号(第七十一条	(略)	(略)
第一号、第四号から第五号まで	(略)	(略)

(主務大臣等)

第二十二条 附則第十六条から第二十条までの規定による交付金に関する事務は総務大臣が、前条の規定による通告書送付費支出金に関する事務は内閣総理大臣が行う。

2 (略)

(地方財政審議会の意見の聴取)

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

三 附則第十九条の規定により返還を命じようとするとき。

別表(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の	
	種類	反則金の限度額
(略)	(略)	(略)
第一百十九条の二の罪に当たる行為	(略)	(略)
第一百十九条の三第一項第一号から第四号まで又は第二項の罪に当たる行為	(略)	(略)
第一百二十条第一項第二号から第八号まで、第九号(第七十一条	(略)	(略)
第一号、第四号から第五号まで	(略)	(略)

備考 (略)	、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二又は第七十一条の四第三項から第五項までに係る部分に限る。( ) 、第十号から第十一号まで、第十二号、第十二号の二若しくは第十四号又は第二項の罪に当たる行為
	(略)

備考 (略)	、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の四第三項から第五項までに係る部分に限る。( ) 、第十号、第十号の二、第十二号、第十二号の二若しくは第十四号又は第二項の罪に当たる行為
	(略)

改 正 後	改 正 前
<p>（危険防止の措置）</p> <p>第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。</p> <p>（罰則）（略）</p> <p>（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）</p> <p>第七十一条の四</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 第八十四条第三項の大型自動二輪車免許を受けた者で、二十歳に満たな</p>	<p>（危険防止の措置）</p> <p>第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条又は第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条又は第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。</p> <p>（罰則）（略）</p> <p>（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）</p> <p>第七十一条の四</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この条において同じ。）</p>

いもの又は当該大型自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないもの（同項の普通自動二輪車免許を現に受けており、かつ、当該普通自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上である者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、高速自動車国道及び自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この条において同じ。）又は普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この条において同じ。）を運転してはならない。

4 | 第八十四条第三項の普通自動二輪車免許を受けた者（同項の大型自動二輪車免許を現に受けている者を除く。）で、二十歳に満たないもの又は当該普通自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないもの（当該免許を受けた日前六月以内に普通自動二輪車免許を受けていたことがある者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、高速自動車国道及び自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて普通自動二輪車を運転してはならない。

5 | (略)  
6 | (略)  
7 | (略)

(罰則) 第三項から第六項までについては第百十九条の四第一項第五号

第百九条の三

又は普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この条において同じ。）の運転者は、高速自動車国道及び自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転してはならない。

4 | (略)  
5 | (略)  
6 | (略)

(罰則) 第三項から第五項までについては第百二十条第一項第九号)

第百九条の三

1～4 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の四第一項第六号、第百二十三条第四項については第百十九条の四第一項第七号、第百二十三条)

第百十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。)は、十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第七十一条の四(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)第三項から第六項までの規定に違反した者

六 (略)

七 (略)

2 (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一～八の二 (略)

九 第七十一条(運転者の遵守事項)第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)、第七十三条(妨害の禁止)、第七十六条(禁止行為(第四項又は第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項(第百七条の三(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

十～十五 (略)

1～4 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の四第一項第五号、第百二十三条第四項については第百十九条の四第一項第六号、第百二十三条)

第百十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。)は、十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 (略)

六 (略)

2 (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一～八の二 (略)

九 第七十一条(運転者の遵守事項)第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)、第七十一条の四(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)第三項から第五項まで、第七十三条(妨害の禁止)、第七十六条(禁止行為)第四項又は第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項(第百七条の三(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

十～十五 (略)

2 (略)

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第二号若しくは第三号、第一百七十七条の四第四号から第六号まで、第一百八条第一項第二号から第六号まで、第一百九条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九条の三第一項第三号、第一百九条の四第一項第六号若しくは第七号、第二百二十条第一項第十号、第十号の二、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百一十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は料料刑を科する。

(告知)

第二百二十六条

1~3 (略)

4 第二百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第一百九条の三又は第一百九条の四第一項第一号から第四号まで若しくは第二項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表(第二百五条、第三十条の二関係)

反則行為の区分	種類	反則行為に係る車両等の	反則金の限
	種類	種類	度額
(略)			
第一百九条の四第一項第一号か	(略)	(略)	(略)

2 (略)

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第二号若しくは第三号、第一百七十七条の四第四号から第六号まで、第一百八条第一項第二号から第六号まで、第一百九条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九条の三第一項第三号、第一百九条の四第一項第五号若しくは第六号、第二百二十条第一項第十号、第十号の二、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百一十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は料料刑を科する。

(告知)

第二百二十六条

1~3 (略)

4 第二百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第一百九条の三又は第一百九条の四の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表(第二百五条、第三十条の二関係)

反則行為の区分	種類	反則行為に係る車両等の	反則金の限
	種類	種類	度額
(略)			
第一百九条の四第一項第一号か	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	(略)	ら第五号まで又は第二項の罪に 当たる行為			
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	(略)	ら第四号まで又は第二項の罪に 当たる行為			
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)



改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 車両及び路面電車の交通方法</p> <p>第一節 第八節（略）</p> <p>第九節 停車及び駐車（第四十四条 第五十条）</p> <p>第九節の二 違法停車及び違法駐車に対する措置（第五十条の二 第五十一条の十五）</p> <p>第十節 第十三節（略）</p> <p>第四章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（通行区分）</p> <p>第十七条</p> <p>1 3（略）</p> <p>4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合には当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 車両及び路面電車の交通方法</p> <p>第一節 第八節（略）</p> <p>第九節 停車及び駐車（第四十四条 第五十一条の四）</p> <p>第十節 第十三節（略）</p> <p>第四章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（通行区分）</p> <p>第十七条</p> <p>1 3（略）</p> <p>4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合には当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。</p>

5・6 (略)

(罰則) (略)

第九節の二 違法停車及び違法駐車に対する措置

(違法停車に対する措置)

第五十条の二 (略)

(罰則) (略)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反していると認められるとき(次条第一項及び第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下この条及び第五十一条の三において「運転者等」という。)に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2 (略)

5・6 (略)

(罰則) (略)

(違法停車に対する措置)

第五十条の二 (略)

(罰則) (略)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反していると認められるとき(次条第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下この条及び第五十一条の三において「運転者等」という。)に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2 (略)

3 第一項の場合において、現場に当該車両の運転者等がいなかったために、当該運転者等に対して同項の規定による命令をすることができないときは、警察官等は、当該車両の使用者又は所有者（以下第五十一条の三までにおいて「使用者等」という。）に対して、直ちに当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべき旨又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべき旨及びこれらの措置をとつたときは速やかに当該警察官等又は当該車両が駐車している場所を管轄する警察署長にその事実を申告すべき旨を告知する内閣府令で定める標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けることができる。この場合において、警察官等は、当該警察署長にそのとつた措置について報告しなければならない。

4 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、前項の規定により車両に取り付けられた標章を取り除かなければならない。

一 前項の警察官等又は警察署長が当該車両の使用者等から同項の規定による告知に係る措置をとつた旨の申告を受けた場合においてその事実を確認したとき。 当該警察官等又は警察署長

二 警察官等が当該車両につき第六項の規定による措置をとり、又は同項の規定による移動を行ったとき。 当該警察官等

三 警察署長が当該車両につき第八項の規定による移動を行ったとき。  
当該警察署長

5 何人も、第三項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また、前項の規定による場合を除き、これを取り除いてはならない。

- 3 第一項の場合において、現場に当該車両の運転者等がいなかったために、当該運転者等に対して同項の規定による命令をすることができないときは、警察官等は、道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度において、当該車両の駐車の方法の変更その他必要な措置をとり、又は当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。
- 4 (略)
- 5 前項の報告を受けた警察署長は、駐車場、空地、第三項に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 前三項に定めるもののほか、第六項の規定により保管した車両の返還に關し必要な事項は、政令で定める。
- 11 警察署長は、第六項の規定により保管した車両につき、第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から起算して一月を経過してもなお当該車両を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該車両の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、政令で定めるところにより、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 12 (略)
- 13 第十一項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てること
- 6 第三項に規定する場合における当該車両については、警察官等は、道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度において、当該車両の駐車の方法の変更その他必要な措置をとり、又は当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。
- 7 (略)
- 8 前項の報告を受けた警察署長は、駐車場、空地、第六項に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。
- 9 (略)
- 10 (略)
- 11 (略)
- 12 (略)
- 13 前三項に定めるもののほか、第九項の規定により保管した車両の返還に關し必要な事項は、政令で定める。
- 14 警察署長は、第九項の規定により保管した車両につき、第十一項の規定による告知の日又は第十二項の規定による公示の日から起算して一月を経過してもなお当該車両を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該車両の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、政令で定めるところにより、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 15 (略)
- 16 第十四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てること

ができる。

14| 第二項、第三項又は第五項から第十項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一条の三までにおいて「使用者等」といふ。）の負担とする。

15| (略)

16| (略)

17| (略)

18| (略)

19| 第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第六項の規定により保管した車両（第十一項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

20| 警察署長は、第十一項の規定による車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。）の売却、第十二項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第百五条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に囑託しなければならない。

21| 第六項、第七項及び第九項から第十九項までの規定は、第六項の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について準用

ができる。

17| 第二項、第六項又は第八項から第十三項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者等の負担とする。

18| (略)

19| (略)

20| (略)

21| (略)

22| 第十一項の規定による告知の日又は第十二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第九項の規定により保管した車両（第十四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

23| 警察署長は、第十四項の規定による車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。）の売却、第十五項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第百五条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に囑託しなければならない。

24| 第九項、第十項及び第十二項から第二十二項までの規定は、第九項の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について

する。この場合において、第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、第九項中「前項」とあるのは「第二十一項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第十項中「前三項」とあるのは「第二十一項において読み替えて準用する第七項及び前項」と、第十一項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十一項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数料」と、第十四項中「第二項、第三項又は第五項から第十項までの規定による車両の移動、」とあるのは「第二十一項において準用する第六項、第七項、第九項又は第十項の規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一条の三までにおいて「使用者等」という。）」とあるのは「所有者等」と、第十五項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第十九項中「第八項の規定による」とあるのは「第二十一項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

（罰則 第一項については第百十九条第一項第三号）

第五十一条の二 公安委員会は、違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為（以下この条及び第五十一条の四において「違法駐車行為」と

準用する。この場合において、第十項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、第十二項中「前項」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第十三項中「前三項」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項及び前項」と、第十四項中「第十一項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十四項において読み替えて準用する第十項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数料」と、第十七項中「第二項、第六項又は第八項から第十三項までの規定による車両の移動、」とあるのは「第二十四項において準用する第九項、第十項、第十二項又は第十三項の規定による」と、「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第十八項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第二十二項中「第十一項の規定による」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

（罰則 第一項については第百十九条第一項第三号 第五項については第百二十一条第一項第九号）

第五十一条の二 公安委員会は、違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為（以下この条において「違法駐車行為」という。）が常態とし

いう。(が常態として行われている道路の区間であつて、次項の規定による車輪止め装置の取付けの措置によつて違法駐車行為の防止を図ることが適当なものを、車輪止め装置取付け区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該指定に係る道路の区間に、当該区間が車輪止め装置取付け区間である旨の表示をしなければならない。

2~11 (略)

(罰則) (略)

(指定車両移動保管機関)

第五十一条の三 警察署長は、第五十一条第五項及び第六項(同条第二十一項において準用する場合を含む。)の規定による車両(積載物を含む。以下この条において同じ。)の移動及び保管に係る事務(警察署長が同条第五項の規定により移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管に係るものに限る。以下「車両移動保管事務」という。)の全部又は一部を、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができることと認められるものとして公安委員会があらかじめ指定する者(以下「指定車両移動保管機関」という。)に行わせることができる。

2~9 (略)

10 第五十一条第七項から第十四項まで、第十七項後段、第十八項及び第十九項(これらの規定を同条第二十一項において準用する場合を含む。)並びに第二十項の規定は、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務について準用する。この場合において、同条第十四項中「第二項、第三項又

て行われている道路の区間であつて、次項の規定による車輪止め装置の取付けの措置によつて違法駐車行為の防止を図ることが適当なものを、車輪止め装置取付け区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該指定に係る道路の区間に、当該区間が車輪止め装置取付け区間である旨の表示をしなければならない。

2~11 (略)

(罰則) (略)

(指定車両移動保管機関)

第五十一条の三 警察署長は、第五十一条第八項及び第九項(同条第二十四項において準用する場合を含む。)の規定による車両(積載物を含む。以下この条において同じ。)の移動及び保管に係る事務(警察署長が同条第八項の規定により移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管に係るものに限る。以下「車両移動保管事務」という。)の全部又は一部を、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができることと認められるものとして公安委員会があらかじめ指定する者(以下「指定車両移動保管機関」という。)に行わせることができる。

2~9 (略)

10 第五十一条第十項から第十七項まで、第二十項後段、第二十一項及び第二十二項(これらの規定を同条第二十四項において準用する場合を含む。)並びに第二十三項の規定は、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務について準用する。この場合において、同条第十七項中「第二項、第

は第五項」とあるのは「第五項」と、同条第十七項後段中「負担金等」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等」と、同条第十八項中「負担金等」は、当該警察署の属する都道府県の収入とする」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等」は、当該指定車両移動保管機関の収入とする」と、同条第二十項中「政令で定めるところにより」とあるのは「当該警察署長に対し」と、「囑託しなければならない」とあるのは「囑託するよう申請しなければならない。この場合において、警察署長は、政令で定めるところにより、当該申請に係る登録をこれらの者に囑託しなければならない」と読み替えるものとする。

11 指定車両移動保管機関は、前項において準用する第五十一条第十一項及び第十二項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）の規定により車両を売却し、又は廃棄しようとするときは、政令で定めるところにより、警察署長の承認を受けなければならない。

12～15（略）

（罰則）（略）（）

（放置違反金）

第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）

（の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び

六項又は第八項」とあるのは「第八項」と、同条第二十項後段中「負担金等」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等」と、同条第二十一項中「負担金等」は、当該警察署の属する都道府県の収入とする」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等」は、当該指定車両移動保管機関の収入とする」と、同条第二十三項中「政令で定めるところにより」とあるのは「当該警察署長に対し」と、「囑託しなければならない」とあるのは「囑託するよう申請しなければならない。この場合において、警察署長は、政令で定めるところにより、当該申請に係る登録をこれらの者に囑託しなければならない」と読み替えるものとする。

11 指定車両移動保管機関は、前項において準用する第五十一条第十四項及び第十五項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により車両を売却し、又は廃棄しようとするときは、政令で定めるところにより、警察署長の承認を受けなければならない。

12～15（略）

（罰則）（略）（）

（放置車両に係る指示）

第五十一条の四 車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の二第三項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）

以下「放置行為」という。）をし、当該車両につき、第五十一条第三項、第六項若しくは第八項又は第五十一条の二第二項の規定による措置（前条



当該車両に係る違法駐車行為をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

2 何人も、前項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならない。ただし、当該車両の使用、運転者その他当該車両の管理について責任がある者が取り除く場合は、この限りでない。

3 警察署長は、第一項の規定により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができる。ただし、第一項の規定により当該車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して三十日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでない。

5 前項本文の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した文書により行うものとする。

6 公安委員会は、納付命令をしようとするときは、当該車両の使用者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を書面で通知し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明を記載した書面（以下この項及び第九項において

第一項の規定による移動を含む。）が採られた場合において、当該放置行為に係る車両（以下「放置車両」という。）の使用（当該放置車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）が当該放置車両につき放置行為を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、当該放置車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ目的地において駐車する場所について運転者に指導又は助言を行うことその他車両の使用の態様に応じ放置行為を防止するために必要な措置を採ることを指示することができる。

「弁明書」という。)及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

一 当該納付命令の原因となる事実

二 弁明書の提出先及び提出期限

7 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

8 放置違反金の額は、別表第一に定める金額の範囲内において、政令で定める。

9 第六項の規定による通知を受けた者は、弁明書の提出期限までに、政令で定めるところにより、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができる。

10 納付命令は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。

11 第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令があつたときは、当該放置違反金に相当する金額の仮納付は、当該納付命令による放置違反金の納付とみなす。

12 公安委員会は、第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令をしないこととしたときは、速やかに、その者に対し、理由を明示してその旨を書面で通知し、当該仮納付に係る金額を返還しなけ

ればならない。

13 公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を超過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならぬ。この場合において、公安委員会は、放置違反金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。

14 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条及び第五十一条の七において「放置違反金等」という。）を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分例により、放置違反金等を徴収することができる。この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

15 納付され、又は徴収された放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県の収入とする。

16 公安委員会は、納付命令をした場合において、当該納付命令の原因となつた車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第一百二十八条第一項の規定による反則金の納付をしたとき、又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該納付命令を取り消さなければならない。

17 公安委員会は、前項の規定により納付命令を取り消したときは、速やかに、理由を明示してその旨を当該納付命令を受けた者に通知しなければならない。この場合において、既に当該納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、公安委員会は、当該放置違反金等に相

当する金額を還付しなければならない。

18 放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第九号)

(報告徴収等)

第五十一条の五 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第一項の規定により標章を取り付けられた車両の使用者、所有者その他の関係者に対し、当該車両の使用に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(罰則 第一項については第百十九条の四第一項第五号、第百二十三条)

(国家公安委員会への報告等)

第五十一条の六 公安委員会は、納付命令をしたとき、第五十一条の四第三項の規定による督促をしたとき、又は同条第十六項の規定により納付命令を取り消したときその他当該納付命令の原因となつた車両の使用者について内閣府令で定める事由が生じたときは、その旨、当該使用者の氏名及び住所、当該車両の番号標の番号その他内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、放置車両に関する措置の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

2 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受け

たときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

（放置違反金等の納付等を証する書面の提示）

第五十一条の七 自動車検査証の返付（道路運送車両法第六十二条第一項）同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の返付をいう。以下この条において同じ。（）を受けようとする者は、その自動車（同法第五十八第一項に規定する自動車をいう。）が最後に同法第六十条第一項若しくは第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた後に第五十一条の四第十三項の規定による督促（当該自動車が原因となつた納付命令（同条第十六項の規定により取り消されたものを除く。）に係るものに限る。）を受けたことがあるときは、国土交通大臣等に対して、当該督促に係る放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならない。

2 国土交通大臣等は、前項の規定により同項の書面を提示しなければならないこととされる者（前条第二項前段の通知に係る者に限る。）による当該書面の提示がないときは、自動車検査証の返付をしないものとする。

（確認事務の委託）

第五十一条の八 警察署長は、第五十一条の四第一項に規定する放置車両の

確認及び標章の取付け（以下「放置車両の確認等」という。）に関する事務（以下「確認事務」という。）の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができる。

2 前項の登録（以下この条から第五十一条の十一までにおいて「登録」という。）は、委託を受けて確認事務を行おうとする法人の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 第五十一条の十の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人

二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第一百十九条の三第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認め足りる相当な理由がある者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法

第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

4 公安委員会は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであること。

二 第五十一条の十二第三項の駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること。

三 当該公安委員会が置かれている都道府県の区域内に事務所を有するものであること。

5 登録は、登録簿に登録を受ける法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所所在地、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

6 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。  
(適合命令)

第五十一条の九 公安委員会は、登録を受けた法人が前条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その法人に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し)

第五十一条の十 公安委員会は、登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第五十一条の八第三項第二号に該当するに至つたとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 次条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第五十一条の十二第二項から第四項までの規定に違反したとき。

五 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(報告及び検査)

第五十一条の十一 公安委員会は、第五十一条の八から前条までの規定の施行に必要な限度において、登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせ、又は警察職員に、登録を受けた法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 警察署長は、第五十一条の八第一項の規定により確認事務を委託したときは、その受託者(以下「放置車両確認機関」という。)の名称及び主たる事務所の所在地その他政令で定める事項を公示しなければならない。



- 2 放置車両確認機関は、公正に、かつ、第五十一条の八第四項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認事務を行わなければならない。
- 3 放置車両確認機関は、次条第一項の駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員以外の者に放置車両の確認等を行わせてはならない。
- 4 放置車両確認機関は、駐車監視員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が駐車監視員であることを表示させ、かつ、国家公安委員会規則でその制式を定める記章を着用させなければ、その者に放置車両の確認等を行わせてはならない。
- 5 駐車監視員は、放置車両の確認等を行うときは、次条第一項の駐車監視員資格者証を携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 6 放置車両確認機関の役員若しくは職員（駐車監視員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、確認事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 8 第五十一条の八第一項の規定により確認事務を委託した場合における第五十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「警察官等」とあるのは、「警察官等又は第五十一条の十二第一項の放置車両確認機関」とする。

(罰則 第六項については第一百七十七条の四第一号)

(駐車監視員資格者証)

第五十一条の十三 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、駐車監視員資格者証を交付する。

一 次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を受け、その課程を修了した者

ロ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に関しイに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認めらるる者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 十八歳未満の者

ロ 第五十一条の八第三項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ハ 次項第二号又は第三号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過しない者

2 公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に係る駐車監視員資格者証の返納を命ずることができる。

一 第五十一条の八第三項第二号イからハまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により駐車監視員資格者証の交付を受けたとき。

三 前条第五項の規定に違反し、又は放置車両の確認等に関し不正な行為をし、その情状が駐車監視員として不適当であると認められるとき。

(国家公安委員会規則への委任)

第五十一条の十四 第五十一条の八から前条までに定めるもののほか、確認事務の委託の手続及び駐車監視員資格者証に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(放置違反金関係事務の委託)

第五十一条の十五 公安委員会は、第五十一条の四に規定する放置違反金に関する事務(確認事務、納付命令、督促及び滞納処分を除く。)の全部又は一部を会社その他の法人に委託することができる。

2 前項の規定により公安委員会から事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則 第二項については第百十七条の四第一号)

(無免許運転の禁止)

第六十四条 (略)

(罰則 第百十七条の四第二号)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条

1・2 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の二第一号、第百十七条の四第三号)

(過労運転等の禁止)

(無免許運転の禁止)

第六十四条 (略)

(罰則 第百十七条の四第一号)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条

1・2 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の二第一号、第百十七条の四第二号)

(過労運転等の禁止)

## 第六十六条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一号の二、第一百七十七条の四第四号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

## 第七十一条の四

1～7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の四第一項第六号

)

## 第七十二条の二

1・2 (略)

3 第五十一条第七項及び第九項から第二十項までの規定は、前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、同条第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)(」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、同条第十項中「前三項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項及び前項」と、同条第十一項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、同条第十四項中「運転者等又は使用者若しくは所有者(以下第五十一条の

## 第六十六条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一号の二、第一百七十七条の四第三号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

## 第七十一条の四

1～7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の四第一項第五号

)

## 第七十二条の二

1・2 (略)

3 第五十一条第十項及び第十二項から第二十三項までの規定は、前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、同条第十項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)(」と、同条第十二項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、同条第十三項中「前三項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項及び前項」と、同条第十四項中「第十一項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、同条第十七項及び第十八項中「運転者等又は使用者等」とある

三までにおいて「使用者等」という。」「とあるのは「所有者等」と、同条第十五項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、同条第十九項中「第八項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する」と読み替えるものとする。

(車両等の使用者の義務)

第七十四条 (略)

2 車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たつて車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

3 消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車の使用者(第七十四条の二第一項の規定により安全運転管理者を選任したものを除く。

)は、当該自動車の運転者に対し、当該自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。

第七十四条の二 車両の使用者は、当該車両を適正に駐車する場所を確保することその他駐車に関しての車両の適正な使用のために必要な措置を講じなければならない。

(安全運転管理者等)

のは「所有者等」と、同条第二十二項中「第十一項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項の規定による当該損壊物等の所有者に対する」と読み替えるものとする。

(車両等の使用者の義務)

第七十四条 (略)

2 車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たつて車両の速度及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

3 車両の使用者は、当該車両の運転者に車両の駐車に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるとともに、当該車両を適正に駐車する場所を確保することその他駐車に関しての車両の適正な使用のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車の使用者(次条第一項の規定により安全運転管理者を選任したものを除く。)は、当該自動車の運転者に対し、当該自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。

(安全運転管理者等)

## 第七十四条の三

1～8 (略)

(罰則 (略) )

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車(重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。)の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一～六 (略)

七 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の二第三項若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)

2～11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七条の四第五号、第百二十三条

第一項第二号及び第五号については第百十八条第一項第四号、第百

二十三条 第一項第三号については第百十七条の二第二号、第百十七

## 第七十四条の二

1～8 (略)

(罰則 (略) )

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車(牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。)が七百五十キログラムを超えるもの)以下「重被牽引車」という。)を含む。以下この条、次条及び第七十五条の二の二第二項において同じ。( )の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一～六 (略)

七 放置行為(高速自動車国道又は自動車専用道路において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車が同項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。))を含む。次条において同じ。( )

2～11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七条の四第四号、第百二十三条

第一項第二号及び第五号については第百十八条第一項第四号、第百

二十三条 第一項第三号については第百十七条の二第二号、第百十七

<p>第五十八條の四の規定による指示</p>	<p>過積載をして自動車<sup>を</sup>運転する行為</p>
<p>第二十二條の二第一項の規定による指示</p>	<p>最高速度違反行為</p>
<p>自動車の使用者に対する指示</p>	<p>違反行為</p>

条の四第六号、第二百二十三條 第一項第四号については第一百七七條の二第三号、第一百七七條の四第七号、第二百二十三條 第一項第六号については第一百八十八條第一項第五号、第一百九十九條第一項第十一号、第二百二十三條 第一項第七号については第一百九十九條の三第一項第三号、第二百二十三條 第二項については第一百九十九條第一項第十二号、第二百二十三條 第十一項については第二百二十一條第一項第九号)

第七十五條の二 公安委員会が自動車の使用者に対し次の表の上覧に掲げる指示をした場合において、当該使用者に係る当該自動車につきその指示を受けた後一年以内にその指示の区分ごとに同表の下欄に掲げる違反行為が行われ、かつ、当該使用者が当該自動車を使用することについて著しく交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

<p>第五十八條の四の規定による指示</p>	<p>過積載を 著しく交通の危険を生じさせ</p>
<p>第五十一條の四（第七十五條の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による指示</p>	<p>放置行為 又は著しく交通の妨害となるおそれ</p>
<p>第二十二條の二第一項の規定による指示</p>	<p>最高速度 違反行為 著しく交通の危険を生じさせるおそれ</p>
<p>自動車の使用者に対する指示</p>	<p>違反行為 当該自動車をを使用することについてのおそれ</p>

条の四第五号、第二百二十三條 第一項第四号については第一百七七條の二第三号、第一百七七條の四第六号、第二百二十三條 第一項第六号については第一百八十八條第一項第五号、第一百九十九條第一項第十一号、第二百二十三條 第一項第七号については第一百九十九條の三第一項第三号、第二百二十三條 第二項については第一百九十九條第一項第十二号、第二百二十三條 第十一項については第二百二十一條第一項第九号)

第七十五條の二 公安委員会が自動車の使用者に対し次の表の上欄に掲げる指示をした場合において、当該使用者に係る当該自動車につきその指示を受けた後一年以内にその指示の区分ごとに同表の中欄に掲げる違反行為が行われ、かつ、当該使用者が当該自動車を使用することについて同表の下欄に定めるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

<p>第六十六条の二第一項の規定による指示</p>	<p>過労運転</p>
<p>2 公安委員会が第五十一条の四第一項の規定により標章が取り付けられた車両の使用に対し納付命令をした場合において、当該使用者が当該標章が取り付けられた日前六月以内に当該車両が原因となつた納付命令（同条第十六項の規定により取り消されたものを除く。）を受けたことがあり、かつ、当該使用者が当該車両を使用することについて著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。</p> <p>3 前条第三項から第十一項までの規定は、前二項の規定による命令について準用する。</p> <p>（罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第九号）</p> <p>（停車及び駐車禁止）</p> <p>第七十五条の八（略）</p> <p>2 第五十条の二及び第五十一条の規定は、自動車の前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場合について準用する。この場合において、同条第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十</p>	

<p>第六十六条の二第一項の規定による指示</p>	<p>過労運転</p>	<p>指示</p>	<p>して自動車 を運転 する行為</p>	<p>著しく交通の危険を生じさせるおそれ</p>	<p>るおそれ</p>
<p>2 前条第三項から第十一項までの規定は、前項の規定による命令について準用する。</p> <p>（罰則 第一項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条 第二項については第百二十一条第一項第九号）</p> <p>（停車及び駐車禁止）</p> <p>第七十五条の八（略）</p> <p>2 第五十条の二及び第五十一条の規定は、自動車の前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場合について準用する。この場合において、同条第六項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十</p>					



メートルを超えない道路上の場所」とあるのは「政令で定める場所」と、  
同条第四項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを  
超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」と  
あるのは「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができない  
とき」と、同条第五項中「駐車場、空地、第三項に規定する場所以外の道  
路上の場所その他の場所」とあるのは「第三項に規定する場所以外の場所  
」と読み替えるものとする。

3 高速自動車国道等において第一項の規定に違反して駐車していると認め  
られる自動車であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することが  
できない状態にあるものは、第五十一条の四第一項に規定する放置車両と  
みなして、同条の規定を適用する。

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第二号、第百十九条の  
四第一項第四号 第二項については第百十九条第一項第三号)

(技能検定員)

第九十九条の二

1 3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資  
格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

メートルを超えない道路上の場所」とあるのは「政令で定める場所」と、  
同条第七項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを  
超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」と  
あるのは「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができない  
とき」と、同条第八項中「駐車場、空地、第六項に規定する場所以外の道  
路上の場所その他の場所」とあるのは「第六項に規定する場所以外の場所  
」と読み替えるものとする。

3 第五十一条の四の規定は、自動車の運転者が高速自動車国道等において  
自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為  
により自動車が第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又  
は自動車が同項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。  
)をし、当該自動車につき、前項において準用する第五十一条第三項、第  
六項又は第八項の規定による措置がとられた場合について準用する。

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第二号、第百十九条の  
四第一項第四号 第二項については第百十九条第一項第三号、第百一  
十一条第一項第九号)

(技能検定員)

第九十九条の二

1 3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資  
格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

八 第一百七十七条の四第八号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第一項の罪又はこの法律に規定する罪（第一百七十七条の四第八号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(免許の効力の仮停止)

第一百三條の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一 (略)

二 第一百七十七条の二第一号若しくは第一号の二、第一百七十七条の四第二号又は第一百八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第一百七十七条の四第三号若しくは第四号、第一百八条第一項第一号若しくは第二号又は第一百九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通

イ・ロ (略)

八 第一百七十七条の四第七号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第一項の罪又はこの法律に規定する罪（第一百七十七条の四第七号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(免許の効力の仮停止)

第一百三條の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一 (略)

二 第一百七十七条の二第一号若しくは第一号の二、第一百七十七条の四第一号又は第一百八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第一百七十七条の四第二号若しくは第三号、第一百八条第一項第一号若しくは第二号又は第一百九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通

事故を起こして人を死亡させたとき。

277 (略)

(罰則 (略))

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第七十七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)(第二十四条第一項の運転免許証(第七十七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)(で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。)(又は自動車等の運転に関する外国(国際運転免許証を発給していない国であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国として政令で定めるものに限る。)(の行政庁の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)(を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。)(は、第六十四条の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認を、又は外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第四条第一項の規定を受けている者が出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可若しくは同法第六十一条の二の六第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第七十七条の

事故を起こして人を死亡させたとき。

277 (略)

(罰則 (略))

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第七十七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)(第二十四条第一項の運転免許証(第七十七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)(で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。)(又は自動車等の運転に関する外国(国際運転免許証を発給していない国であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国として政令で定めるものに限る。)(の行政庁の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)(を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。)(は、第六十四条の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認を、又は外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第四条第一項の規定を受けている者が出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可若しくは同法第六十一条の二の六第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第七十七条の

四第二号において同じ。( )をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。 )で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合は、この限りでない。

第百九条の三

1～4 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の四第一項第七号、第百二十三条

第四項については第百十九条の四第一項第八号、第百二十三条)

第百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の十二(放置車両確認機関)第六項又は第五十一条の十五

(放置違反金関係事務の委託)第二項の規定に違反した者

- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)

第百十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

四第一号において同じ。( )をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。 )で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合は、この限りでない。

第百九条の三

1～4 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の四第一項第六号、第百二十三条

第四項については第百十九条の四第一項第七号、第百二十三条)

第百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)

第百十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

<p>2 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>六 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第五十一条の二(違法駐車に対する措置)第十項の規定に違反して車輪止め装置を破損し、又は取り除いた者</p> <p>三 (略)</p> <p>第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一十一 (略)</p> <p>十二 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第二項又は第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項若しくは第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者</p> <p>十二の二 二十五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第一百九条の四 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。)は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一四 (略)</p> <p>五 第五十一条の五(報告徴収等)第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者</p>
---	---

<p>2 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>五 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第五十一条の二第十項の規定に違反して車輪止め装置を破損し、又は取り除いた者</p> <p>三 (略)</p> <p>第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一十一 (略)</p> <p>十二 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第二項又は第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者</p> <p>十二の二 二十五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第一百九条の四 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。)は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一四 (略)</p>
---	---

第二百十條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 十一の二 (略)

十一の三 第七十四條の三(安全運転管理者等)第一項若しくは第四項の規定に違反した者又は同条第六項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

十二 十五 (略)

2 (略)

第二百十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 八 (略)

九 第五十一條の二(違法駐車に対する措置)第十項、第五十一條の四(放置違反金)第二項、第六十三條(車両の検査等)第七項、第七十五條(自動車の使用者の義務等)第十一項(第七十五條の二)(自動車の使用者の義務等)第三項において準用する場合を含む。)、第七十八條(許可の手続)第四項、第九十四條(免許証の記載事項の変更届出等)第一項、第二百三條の二(免許の効力の仮停止)第三項(第七七條の五)(自動車等の運転禁止等)第九項において準用する場合を含む。)、第七七條(免許証の返納等)第一項若しくは第三項、第七七條の五(自動車等の運転禁止等)第四項若しくは第六項又は第七七條の十(国外運転免許証の返納等)第一項若しくは第二項の規定に違反した者(第七七條の五第二号に該当する者を除く。)

第二百十條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 十一の二 (略)

十一の三 第七十四條の二(安全運転管理者等)第一項若しくは第四項の規定に違反した者又は同条第六項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

十二 十五 (略)

2 (略)

第二百十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 八 (略)

九 第五十一條(違法駐車に対する措置)第五項(第七十五條の八)(停車及び駐車の禁止)第二項において準用する場合を含む。)、第五十一條の二第十項、第六十三條(車両の検査等)第七項、第七十五條(自動車の使用者の義務等)第十一項(第七十五條の二)(自動車の使用者の義務等)第二項において準用する場合を含む。)、第七十八條(許可の手続)第四項、第九十四條(免許証の記載事項の変更届出等)第一項、第二百三條の二(免許の効力の仮停止)第三項(第七七條の五)(自動車等の運転禁止等)第九項において準用する場合を含む。)、第七七條(免許証の返納等)第一項若しくは第三項、第七七條の五(自動車等の運転禁止等)第四項若しくは第六項又は第七七條の十(国外運転免許証の返納等)第一項若しくは第二項の規定に違反した者(第七七條の五第二号に該当する者を除く。)

九の二 第六十三条の二（運行記録計による記録等）又は第七十四条の三（安全運転管理者等）第五項の規定に違反した者

九の三・十（略）

2（略）

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第二号若しくは第三号、第一百七十七条の四第五号から第七号まで、第一百八条第一項第二号から第六号まで、第一百九条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九条の三第一項第三号、第一百九条の四第一項第五号、第七号若しくは第八号、第二百一十条第一項第十号、第十号の二、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百一十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

（通則）

第二百二十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであつて、車両等（重被牽引車<sup>けんけん</sup>以外の軽車両を除く。次項において同じ。）の運転者がしたものを用い、その種別は、政令で定める。

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一（略）

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七十七条の二

九の二 第六十三条の二（運行記録計による記録等）又は第七十四条の二（安全運転管理者等）第五項の規定に違反した者

九の三・十（略）

2（略）

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第二号若しくは第三号、第一百七十七条の四第四号から第六号まで、第一百八条第一項第二号から第六号まで、第一百九条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九条の三第一項第三号、第一百九条の四第一項第六号若しくは第七号、第二百一十条第一項第十号、第十号の二、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百一十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

（通則）

第二百二十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表の上欄に掲げるものであつて、車両等（重被牽引車<sup>けんけん</sup>以外の軽車両を除く。次項において同じ。）の運転者がしたものを用い、その種別は、政令で定める。

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一（略）

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七十七条の二

第一号の二に規定する状態又は身体に第一百七条の四第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

3 この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表第二に定める金額の範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

(反則者に係る保護事件)

第三百三十条の二 家庭裁判所は、前条本文に規定する通告があつた事件について審判を開始した場合において、相当と認めるときは、期限を定めて反則金の納付を指示することができる。この場合において、その反則金の額は、第二百五条第三項の規定にかかわらず、別表第二に定める金額の範囲内において家庭裁判所が定める額とする。

2 前項の規定による指示の告知は、書面で行なうものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

3 (略)

別表第一(第五十一条の四関係)

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
第四十四条、第四十五条第一項	大型自動車、大型特殊自動車及び <sup>キヤブ</sup> 重被牽引車	三万五千元
若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の二第三項又は第七十五条の八第一項の規定に	普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車 (以下「普通自動車等」)	二万五千元

第一号の二に規定する状態又は身体に第一百七条の四第二号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

3 この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表に定める金額をこえない範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

(反則者に係る保護事件)

第三百三十条の二 家庭裁判所は、前条本文に規定する通告があつた事件について審判を開始した場合において、相当と認めるときは、期限を定めて反則金の納付を指示することができる。この場合において、その反則金の額は、第二百五条第三項の規定にかかわらず、別表に定める金額をこえない範囲内において家庭裁判所が定める額とする。

2 前項の規定による指示の告知は、書面で行なうものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

3 (略)



違反して駐車しているもの	といふ。	一万五千元
第四十九条の二第二項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車しているもの又は第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反しているもの	大型自動車、大型特殊自動車及び重被牽引車 普通自動車等 小型特殊自動車等	二万五千元 二万円 一万二千元

備考

放置違反金の限度額は、この表の上欄に掲げる放置車両の態様の区分及びこの表の中欄に掲げる放置車両の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。

別表第二（第二百二十五条、第三百十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の反則金の限
---------	------------------

別表（第二百二十五条、第三百十条の二関係）	反則行為の区分	反則金の限
-----------------------	---------	-------

備考 (略)	(略)	第百十八条第一項第一号又は第二項の罪に当たる行為(第二十条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為を除く。)	種類	度額
			(略)	(略)
			普通自動車等	(略)
			小型特殊自動車等	(略)
備考 (略)	(略)	第百十九条の四第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第二項の罪に当たる行為	種類	度額
			(略)	(略)
			引車	二万五千元
			(略)	(略)
備考 (略)	(略)	第百十九条の四第一項第一号から第五号まで又は第二項の罪に当たる行為	種類	度額
			(略)	(略)
			大型自動車等及び重被牽 <small>けん</small>	二万五千元
			(略)	(略)

備考 (略)	(略)	第百十八条第一項第一号又は第二項の罪に当たる行為(第二十条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為を除く。)	種類	度額
			(略)	(略)
			普通自動車、大型自動車、 輪車及び普通自動二輪車 (以下「普通自動車等」という。)	(略)
			小型特殊自動車及び原動機付自転車(以下「小型特殊自動車等」という。)	(略)
備考 (略)	(略)	第百十九条の四第一項第一号から第五号まで又は第二項の罪に当たる行為	種類	度額
			(略)	(略)
			大型自動車等	二万五千元
			(略)	(略)

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車の種類）</p> <p>第三条 自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分する。</p> <p>（初心運転者標識等の表示義務）</p> <p>第七十一条の五（略）</p> <p>2 第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で七十歳以上のものは、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。</p> <p>3 第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。</p>	<p>（自動車の種類）</p> <p>第三条 自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分する。</p> <p>（初心運転者標識等の表示義務）</p> <p>第七十一条の五（略）</p> <p>2 第八十四条第三項の大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で七十歳以上のものは、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。</p> <p>3 第八十四条第三項の大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。</p>

(罰則) (略)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車(重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。)の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一〜四 (略)

五 第八十五条第五項の規定に違反して大型自動車若しくは中型自動車を運転し、同条第六項の規定に違反して中型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第八項の規定に違反して大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車を運転し、又は同条第九項の規定に違反して普通自動二輪車を運転すること。

六・七 (略)

2〜11 (略)

(罰則) (略)

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

第七十五条の八の二 牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)(又は高速自動車国道の本線車道を通行する場合における当該牽引自動車の通行の区分については、第二十条の

(罰則) (略)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車(重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。)の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一〜四 (略)

五 第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して大型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第八項の規定に違反して大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車を運転し、又は同条第九項の規定に違反して普通自動二輪車を運転すること。

六・七 (略)

2〜11 (略)

(罰則) (略)

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

第七十五条の八の二 牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)(又は高速自動車国道の本線車道を通行する場合における当該牽引自動車の通行の区分については、第二十条の規定は、適用

規定は、適用しない。この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

2～4 (略)

(罰則) (略)

(運転免許)

第八十四条

1・2 (略)

3 第一種免許を分けて、大型自動車免許(以下「大型免許」という。)、中型自動車免許(以下「中型免許」という。)、普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、大型特殊自動車免許(以下「大型特殊免許」という。)、大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」という。)、普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。)、小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」という。)、原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)及び牽引免許の九種類とする。

4 第二種免許を分けて、大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」という。)、中型自動車第二種免許(以下「中型第二種免許」という。)、普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。)、大型特殊自動車第二種免許(以下「大型特殊第二種免許」という。)及び牽引第二種免許の五種類とする。

5 仮免許を分けて、大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)、中型自動車仮免許(以下「中型仮免許」という。)及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)の三種類とする。  
(第一種免許)

しない。この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

2～4 (略)

(罰則) (略)

(運転免許)

第八十四条

1・2 (略)

3 第一種免許を分けて、大型自動車免許(以下「大型免許」という。)、普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、大型特殊自動車免許(以下「大型特殊免許」という。)、大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」という。)、普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。)、小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」という。)、原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)及び牽引免許の八種類とする。

4 第二種免許を分けて、大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」という。)、普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。)、大型特殊自動車第二種免許(以下「大型特殊第二種免許」という。)及び牽引第二種免許の四種類とする。

5 仮免許を分けて、大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)の二種類とする。  
(第一種免許)

第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
自動車	大型免許
大型自動車	大型免許
中型自動車	中型免許
普通自動車	普通免許
大型特殊自動車	大型特殊免許
大型自動二輪車	大型二輪免許
普通自動二輪車	普通二輪免許
小型特殊自動車	小型特殊免許
原動機付自転車	原付免許

2 前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車

第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
自動車	大型免許
大型自動車	大型免許
普通自動車	普通免許
大型特殊自動車	大型特殊免許
大型自動二輪車	大型二輪免許
普通自動二輪車	普通二輪免許
小型特殊自動車	小型特殊免許
原動機付自転車	原付免許

2 前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

大型二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通二輪免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車

3 (略)

4 牽引免許を受けた者で、大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

5 大型免許を受けた者で、二十一歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車又は中型自動車を運転することはできない。

6 中型免許を受けた者（大型免許を現に受けている者を除く。）で、二十歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める中型自動車を運転することはできない。

7 普通免許を受けた者で、大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める普通自動車を運転することはできない。

普通二輪免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
--------	------------------

3 (略)

4 牽引免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

5 大型免許を受けた者で、二十一歳に満たないもの又は大型免許、普通免許若しくは大型特殊免許を受けた者で、当該いずれかの免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車を運転することはできない。

6 大型免許を受けた者で二十歳に満たないものは、第二項の規定にかかわらず、大型自動車（政令で定めるものを除く。）を運転することはできない。

7 普通免許を受けた者で、大型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める普通自動車を運転することはできない。

8～10 (略)

11 大型免許、中型免許又は普通免許を受けた者は、第二項の規定にかかわらず、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する代行運転自動車（普通自動車に限る。以下「代行運転普通自動車」という。）を運転することはできない。

(罰則) (略)

(第二種免許)

第八十六条 次の表の上欄に掲げる自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならない。

自動車の種類	第二種免許の種類
大型自動車	大型第二種免許
中型自動車	中型第二種免許
普通自動車	普通第二種免許
大型特殊自動車	大型特殊第二種免許

2 前項の表の下欄に掲げる第二種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車を当該目的で運転することができるほか、当該第二種免許に対応する第一種免許を受けた者が前条第二項の規定により運転することができる自動車等を運転すること（大型第二種免許を受けた者にあつては旅客自動車である中型自動車又は普通自動車を、中型第二種免許を受けた者にあつては旅客自動車である普通自動車を当該目的で運転することを含む。）ができる。

8～10 (略)

11 大型免許又は普通免許を受けた者は、第二項の規定にかかわらず、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する代行運転自動車（普通自動車に限る。以下「代行運転普通自動車」という。）を運転することはできない。

(罰則) (略)

(第二種免許)

第八十六条 次の表の上欄に掲げる自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならない。

自動車の種類	第二種免許の種類
大型自動車	大型第二種免許
普通自動車	普通第二種免許
大型特殊自動車	大型特殊第二種免許

2 前項の表の下欄に掲げる第二種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車を当該目的で運転することができるほか、当該第二種免許に対応する第一種免許を受けた者が前条第二項の規定により運転することができる自動車等を運転すること（大型第二種免許を受けた者にあつては、旅客自動車である普通自動車を当該目的で運転することを含む。）ができる。



- 3 (略)
- 4 牽引第二種免許を受けた者で、大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して当該牽引自動車を運転することができるほか、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。
- 5 (略)
- 6 大型第二種免許又は中型第二種免許を受けた者は、第二項に規定するもののほか、代行運転普通自動車を運転することができる。
- (仮免許)
- 第八十七条 大型自動車、中型自動車又は普通自動車を当該自動車を運転することができる第一種免許又は第二種免許を受けないで練習のため又は第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う運転免許試験若しくは第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能についての技能検定(次項において「試験等」という。)において運転しようとする者は、その運転しようとする自動車が大形自動車であるときは大型仮免許を、中型自動車であるときは中型仮免許を、普通自動車であるときは普通仮免許を受けなければならない。
- 2 大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車又は普通自動車を、普通仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等において運転することができる

- 3 (略)
- 4 牽引第二種免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して当該牽引自動車を運転することができるほか、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。
- 5 (略)
- 6 大型第二種免許を受けた者は、第二項に規定するもののほか、代行運転普通自動車を運転することができる。
- (仮免許)
- 第八十七条 大型自動車又は普通自動車を当該自動車を運転することができる第一種免許又は第二種免許を受けないで練習のため又は第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う運転免許試験若しくは第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能についての技能検定(次項において「試験等」という。)において運転しようとする者は、その運転しようとする自動車が大形自動車であるときは大型仮免許を、普通自動車であるときは普通仮免許を受けなければならない。
- 2 大型仮免許を受けた者は大型自動車又は普通自動車を、普通仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等において運転することができる。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転

。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3 仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、内閣府令で定めるところにより当該自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて当該自動車を運転しなければならない。

4・5 (略)

6 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験（第九十条及び第九十二条の二において「適性試験」という。）を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

(罰則) (略)

(免許の欠格事由)

しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3 仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、内閣府令で定めるところにより当該自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて当該自動車を運転しなければならない。

4・5 (略)

6 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験（第九十条及び第九十二条の二において「適性試験」という。）を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

(罰則) (略)

(免許の欠格事由)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許又は第二種免許を与えない。

- 一 大型免許にあつては二十一歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、中型免許にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許にあつては十八歳に、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許にあつては十六歳に、それぞれ満たない者

二 四（略）

- 2 大型仮免許にあつては二十一歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、中型仮免許にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者に対しては、仮免許を与えない。

3（略）

（大型免許等を受けようとする者の義務）

第九十条の二 次の各号に掲げる種類の免許を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める講習を受けなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

- 一 大型免許、中型免許又は普通免許 第八十八条の二第一項第四号及び第八号に掲げる講習

- 二 大型二輪免許又は普通二輪免許 第八十八条の二第一項第五号及び第八号に掲げる講習

- 三 原付免許 第八十八条の二第一項第六号に掲げる講習

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許又は第二種免許を与えない。

- 一 大型免許にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許にあつては十八歳に、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許にあつては十六歳に、それぞれ満たない者

二 四（略）

- 2 大型仮免許にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者に対しては、仮免許を与えない。

3（略）

（普通免許等を受けようとする者の義務）

第九十条の二 次の各号に掲げる種類の免許を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める講習を受けなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

- 一 普通免許 第八十八条の二第一項第四号及び第七号に掲げる講習

- 二 大型二輪免許 第八十八条の二第一項第五号及び第七号に掲げる講習

- 三 普通二輪免許 第八十八条の二第一項第六号及び第七号に掲げる講習

- 四 原付免許 第八十八条の二第一項第八号に掲げる講習

四 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許 第一百八条の二  
第一項第七号及び第八号に掲げる講習

2 (略)

(受験資格)

第九十六条 (略)

2 大型免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除く。

( )は、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。 )が通算して三年以上の者でなければならない。

3 中型免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除く。

( )は、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。 )が通算して一年以上の者でなければならない。

4 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けている者でなければ、牽引免許の運転免許試験を受けることができない。

5 第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一年以上の者で、大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。 )が通算して三年(

五 大型第二種免許又は普通第二種免許 第一百八条の二第一項第七号及び第八号の二に掲げる講習

2 (略)

(受験資格)

第九十六条 (略)

2 大型免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除く。

( )は、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、当該いずれかの免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。 )が通算して一年以上の者でなければならない。

3 大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けている者でなければ、牽引免許の運転免許試験を受けることができない。

4 第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一年以上の者で、大型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、当該いずれかの免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。 )が通算して三年(政令で定めるも

政令で定めるものにあつては、二年（以上）のもの

二 牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

三 その者が受けようとする第二種免許の種類と異なる種類の第二種免許を現に受けている者

6 第二項から第四項まで及び前項各号に規定する免許を現に受けている者には、第九十条第四項、第百三条第一項若しくは第三項、第百三条の第二項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第三項の規定により当該免許の効力が停止されている者及びこれに準ずるものとして政令で定める者を含まないものとする。

第九十六条の二 大型免許、中型免許、普通免許、大型第一種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、仮免許（大型免許又は大型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型仮免許、中型免許又は中型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型仮免許又は中型仮免許）を現に受けている者に該当し、かつ、過去三月以内に五日以上、内閣府令で定めるところにより道路において自動車の運転の練習をした者でなければならぬ。

（運転免許試験の方法）

第九十七条 運転免許試験は、免許の種類ごとに次の各号（小型特殊免許及

の）にあつては、二年（以上）のもの

二 牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、当該いずれかの免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

三 その者が受けようとしている第二種免許の種類と異なる種類の第二種免許を現に受けている者

5 第二項、第三項及び前項各号に規定する免許を現に受けている者には、第九十条第四項、第百三条第一項若しくは第三項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第三項の規定により当該免許の効力が停止されている者及びこれに準ずるものとして政令で定める者を含まないものとする。

第九十六条の二 普通免許、大型第二種免許又は普通第二種免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、仮免許（大型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては、大型仮免許）を現に受けている者に該当し、かつ、過去三月以内に五日以上、内閣府令で定めるところにより道路において自動車の運転の練習をした者でなければならぬ。

（運転免許試験の方法）

第九十七条 運転免許試験は、免許の種類ごとに次の各号（小型特殊免許及

び原付免許の運転免許試験にあつては第一号及び第三号、牽引免許の運転免許試験にあつては第一号及び第二号）に掲げる事項について行う。

一～三（略）

2 前項第二号に掲げる事項について行う大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の運転免許試験は、道路において行うものとする。ただし、道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるものとして内閣府令で定める運転免許試験の項目については、この限りでない。

3・4（略）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一 第八十九条第二項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないもの、その者が当該検査の時に受けていた仮免許の区分に応じ大型免許、中型免許又は普通免許のいずれかに係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験

二・三（略）

四 大型自動車、中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（前号の政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を超え一年を経過しないもの、その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について

び原付免許の運転免許試験にあつては第一号及び第三号、牽引免許の運転免許試験にあつては第一号及び第二号）に掲げる事項について行なう。

一～三（略）

2 前項第二号に掲げる事項について行う普通免許、大型第二種免許及び普通第二種免許の運転免許試験は、道路において行うものとする。ただし、道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるものとして内閣府令で定める運転免許試験の項目については、この限りでない。

3・4（略）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一 第八十九条第二項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないもの、その者が当該検査の時に受けていた仮免許の区分に応じ大型免許又は普通免許のいずれかに係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験

二・三（略）

四 大型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（前号の政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を超え一年を経過しないもの、その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

ての運転免許試験

2・3 (略)

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一～三 (略)

四 大型免許、中型免許又は普通免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習

五 大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習

六 原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習

八 大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置(交通事故の現場においてその負傷者を救護するた

2・3 (略)

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一～三 (略)

四 普通免許を受けようとする者に対する普通自動車の運転に関する講習

五 大型二輪免許を受けようとする者に対する大型自動二輪車の運転に関する講習

六 普通二輪免許を受けようとする者に対する普通自動二輪車の運転に関する講習

七 普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置(交通事故の現場においてその負傷者を救護するため必要な応急の処置をいう。)に関する講習

八 原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習

八の二 大型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対するその受けようとしている免許に係る自動車の運転に関する講習

め必要な応急の処置をいう。( )に関する講習

九十三 (略)

2・3 (略)

附則

(経過規定)

第三条

1・2 (略)

九十三 (略)

2・3 (略)

附則

(経過規定)

第三条

1・2 (略)

3 前項前段の場合において、その者が運転することができず自動車は、普通自動車については、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧令の規定による小型自動四輪車に限るものとする。

4 新法の施行の際、現に旧令第五十条の二第一項の規定による仮運転免許を受けている者は、当該仮運転免許について指定されている期間内に限り、当該仮運転免許について指定されている種類の自動車に係る新法の規定による第一種免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けている運転免許証は、新法の相当規定により交付を受けた当該免許に係る免許証とみなす。

第五条 新法の施行の際、現に旧法及び旧令に規定する自動車運転者試験に合格して旧法及び旧令の規定による運転免許を受けていない者については、当該自動車運転者試験を行なった公安委員会は、旧令第四十九条第一項ただし書の規定により運転免許を拒否し、又は保留する場合を除き、新法第八十八条第一項第一号及び第九十条第一項本文の規定にかかわらず、その者に当該自動車運転者試験に係る運転免許に相当する新法の規定による

第五条 削除



免許を与えなければならない。この場合において、自動車運転者試験を行なった公安委員会が免許を受けた者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、すみやかに免許を与えた旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

2 前項前段の規定により普通免許を受けた者が運転することができる自動車は、普通自動車については、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧令の規定による小型自動四輪車に限るものとする。

3 新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転許可の申請をして旧法及び旧令の規定による運転許可を受けていない者については、当該申請を受理した公安委員会は、その者が旧令第六十五条の三第一項各号のいずれかに該当し、若しくは同条第二項各号のいずれかに該当しない場合又は旧令第六十六条において準用する旧令第四十九条第一項ただし書の規定により運転許可を拒否する場合を除き、新法第八十八条第一号及び第九十条第一項本文の規定にかかわらず、その者に当該申請をした運転許可に相当する新法の規定による免許を与えなければならない。第一項後段の規定は、この場合について準用する。

第八条 新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により公安委員会に対してされている運転免許の申請（十八歳未満の者がした小型自動四輪車免許に係る申請を除く。以下この条において同じ。）、届出その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により公安委員会に対してされた手続とみなす。この場合において、運転免許の申請、運転免許証若しくは運転許可証の再交付の申請又は運転免許証若しくは運転許可証の記載事項の変更に係る届

第八条 附則第五条第三項に規定するもののほか、新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により公安委員会に対してされている運転免許の申請（十八歳未満の者がした小型自動四輪車免許に係る申請を除く。以下この条において同じ。）、届出その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により公安委員会に対してされた手続とみなす。この場合において、運転免許の申請、運転免許証若しくは運転許可証の再交付の申請又は運転免許証若し

出を受理した公安委員会が当該手続をした者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、新法の施行後すみやかに当該手続に係る書類をその者の住所地を管轄する公安委員会に引き継がなければならない。

別表第一（第五十一条の四関係）

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の二第三項又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車及び重被牽引車 (略)	(略)
第四十九条の二第二項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車しているもの又は第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、か	(略)	(略)

くは運転許可証の記載事項の変更に係る届出を受理した公安委員会が当該手続をした者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、新法の施行後すみやかに当該手続に係る書類をその者の住所地を管轄する公安委員会に引き継がなければならない。

別表第一（第五十一条の四関係）

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の二第三項又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	大型自動車、大型特殊自動車及び重被牽引車 (略)	(略)
第四十九条の二第二項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車しているもの又は第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、か	(略)	(略)

つ、第四十九条の二第四項の規定に違反しているもの

備考

(略)

別表第二(第二百五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第一百八条第一項第一号又は第二項の罪に当たる行為(第二十条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為を除く。)	大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、トrolleyバス及び路面電車(以下「大型自動車等」という。) (略)	(略)
	(略)	(略)

備考

(略)

つ、第四十九条の二第四項の規定に違反しているもの

備考

(略)

別表第二(第二百五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第一百八条第一項第一号又は第二項の罪に当たる行為(第二十条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為を除く。)	大型自動車、大型特殊自動車、トrolleyバス及び路面電車(以下「大型自動車等」という。) (略)	(略)
	(略)	(略)

備考

(略)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（自動三輪車免許等に関する経過規定）</p> <p style="text-align: center;">第二 条</p> <p style="text-align: center;">1・2 （略）</p> <p>（大型自動車免許等に関する特例）</p> <p>第三 条 第一 条の規定の施行の際（以下「改正法の施行の際」という。）現</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（自動三輪車免許等に関する経過規定）</p> <p style="text-align: center;">第二 条</p> <p style="text-align: center;">1・2 （略）</p> <p>3 第一 条の規定の施行の際（以下「改正法の施行の際」という。）現に旧法の規定による自動三輪車免許、自動三輪車第二種免許若しくは自動三輪車に係る仮運転免許を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許に相当する新法の規定による運転免許を受けた者が運転することができる普通自動車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧法の規定による自動三輪車に限るものとする。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。</p> <p>4 前項に規定する者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したときは、その行為は、新法の規定（罰則を含む。）の適用については、新法第六十四条の規定に違反する行為とみなす。</p> <p>（大型自動車免許等に関する特例）</p> <p>第三 条 改正法の施行の際現に旧法の規定による運転免許（小型特殊自動車</p>

に旧法の規定による運転免許（小型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許及び仮運転免許を除く。）を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許若しくはこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間（道路交通法第九十条第三項又は第百三条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている間を除く。）は、新法の規定による自動二輪車免許を受けたものとみなす。

2 (略)

(三年経過後における軽自動車免許及び自動三輪車免許に関する経過規定)

第五条

1・2 (略)

免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許及び仮運転免許を除く。）を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許若しくはこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間（道路交通法第九十条第三項又は第百三条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている間を除く。）は、新法の規定による自動二輪車免許を受けたものとみなす。

2 (略)

(三年経過後における軽自動車免許及び自動三輪車免許に関する経過規定)

第五条

1・2 (略)

3 施行日から三年を経過する際第一項の表の上欄に掲げる運転免許を現に受けている者又は施行日から三年を経過した日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許に相当する同表の下欄に掲げる運転免許を受けた者が運転することができる普通自動車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、従前の軽自動車に限るものとする。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。

4 前項に規定する者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したときは、その行為は、三年後の新法の規定)

罰則を含む。( )の適用については、同法第六十四条の規定に違反する行為とみなす。

5 | 附則第二条第三項に規定する者は、施行日から三年を経過した日以後は、同項前段及び同条第四項の規定にかかわらず、従前の軽自動車を運転することができる。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（使用の制限及び禁止）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路交通法第百十七條の二第一号若しくは第一号の二、<u>第百十七條の四第二号</u>又は第百十八條第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 道路交通法第百十七條の四第三号若しくは第四号、<u>第百十八條第一項第一号</u>若しくは第二号又は第百十九條第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（使用の制限及び禁止）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路交通法第百十七條の二第一号若しくは第一号の二、<u>第百十七條の四第一号</u>又は第百十八條第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 道路交通法第百十七條の四第二号若しくは第三号、<u>第百十八條第一項第一号</u>若しくは第二号又は第百十九條第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。</p> <p>2 （略）</p>





土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「大型自動車」とは、専ら貨物を運搬する構造の自動車で、<u>国土交通省令で定めるものをいう。</u></p> <p>3（略）</p> <p>（使用の制限及び禁止）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、<u>道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十七条の違反行為をしたとき</u>。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この法律において「大型自動車」とは、<u>道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する大型自動車であつて、もつぱら貨物を運搬する構造のものをいう。</u></p> <p>3（略）</p> <p>（使用の制限及び禁止）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、<u>道路交通法第百十七条の違反行為をしたとき</u>。</p>

2  
(略)

二・三  
(略)

2  
(略)

二・三  
(略)

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（登録の申請）                  第五条（略）                  2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。                  一・二（略）                  三 申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十六条第一項の大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証の番号及び有効期限                  四（略）                  3（略）</p>	<p>（登録の申請）                  第五条（略）                  2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。                  一・二（略）                  三 申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十六条第一項の大型第二種免許又は普通第二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証の番号及び有効期限                  四（略）                  3（略）</p>

		改 正 後			改 正 前
（道路交通法の規定の読替え適用等）					
第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第五十一條の四、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項から第三項まで、第七十四條の二（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、第七十五條の八第三項、第一百七十七條の二第二号及び第三号、第一百七十七條の四第四号から第六号まで、第一百八十八條第一項第四号、第一百十九條の三第一項第三号、第一百十九條の四第一項第四号並びに第二百二十條第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。					
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）					
第七十五條の付記	第七十五條の 第一百十九條の三第一項 第二号	第一百十九條の三第一項第三号、第 百十九條の四第一項第四号	第七十五條の付記	第一百十九條の二第一項 第三号	第一百十九條の二第一項第三号、第 百十九條の三第一項第四号
（略）					
第七十五條の	高速自動車国道等にお	（略）	第七十五條の	高速自動車国道等にお	（略）

				八第三項
号	第百十九条の 三第一項第三	(略)	(略)	いて自動車を離れて直 ちに運転することがで きない状態にする行為 (当該行為により自動 車が第一項の規定に違 反して駐車することと なる場合のもの又は自 動車が同項の規定に違 反して駐車している場 合におけるものに限る 。)をし、当該自動車 につき、前項において 準用する第五十一条第 三項、第六項又は第八 項の規定による措置が とられ
四第一項第四	第百十九条の	(略)	(略)	

				八第三項
号	第百十九条の 二第一項第三	(略)	(略)	いて自動車を離れて直 ちに運転することがで きない状態にする行為 (当該行為により自動 車が第一項の規定に違 反して駐車することと なる場合のもの又は自 動車が同項の規定に違 反して駐車している場 合におけるものに限る 。)をし、当該自動車 につき、前項において 準用する第五十一条第 三項、第六項又は第八 項の規定による措置が 採られ
三第一項第四	第百十九条の	(略)	(略)	

(略)

第百二十三条	第百十九条の三第一項 第三号	第百十九条の三第一項第三号、第 百十九条の四第一項第四号（第七 十五条（自動車の使用者の義務等 ）第一項第七号に係る部分に限る ）。
2	前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代 行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五 条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第二号及び第三 号、第百十七条の四第四号から第六号まで、第百十八条第一項第四号並び に第百十九条の三第一項第三号の規定を適用する。	
3	(略)	
4	自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転 者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条 第一項第七号に規定する駐停車違反行為（同号に規定する放置行為を除く ）。については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十一 条の四、第七十五条第一項第七号及び第二項、第七十五条の二第一項、第 七十五条の八第三項並びに第百十九条の四第一項第四号（同法第四十七条 及び第七十五条の八第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。	

(略)

第百二十三条	第百十九条の二第一項 第三号	第百十九条の二第一項第三号、第 百十九条の三第一項第四号（第七 十五条（自動車の使用者の義務等 ）第一項第七号に係る部分に限る ）。
2	前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代 行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五 条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第二号及び第三 号、第百十七条の四第四号から第六号まで、第百十八条第一項第四号並び に第百十九条の二第一項第三号の規定を適用する。	
3	(略)	
4	自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転 者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条 第一項第七号に規定する駐停車違反行為（同号に規定する放置行為を除く ）。については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十一 条の四、第七十五条第一項第七号及び第二項、第七十五条の二第一項、第 七十五条の八第三項並びに第百十九条の三第一項第四号（同法第四十七条 及び第七十五条の八第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。	

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車運転代行業の要件）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第八十条第一項（旅客の運送に係る部分に限る。）の規定若しくは道路交通法第七十五条第一項（第一号から第四号まで及び第七号については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含むものとし、第五号及び第六号を除く。）の規定に違反し、若しくは同法第七十五条第二項（同条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第七十五条第一項第五号及び第六号に掲げる行為に係る部分を除く。）若しくは同法第七十五条の二第二項（同法第二十一条の二第一項及び第六十六条の二第一項の規定による指示に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第五十八条の四の規定による指示に係る部分を除く。）若しくは第二項（第十九条第一項の規定により読み替えて適用される</p>	<p>（自動車運転代行業の要件）</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第八十条第一項（旅客の運送に係る部分に限る。）の規定若しくは道路交通法第七十五条第一項（第一号から第四号まで及び第七号については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含むものとし、第五号及び第六号を除く。）の規定に違反し、若しくは同法第七十五条第二項（同条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第七十五条第一項第五号及び第六号に掲げる行為に係る部分を除く。）若しくは同法第七十五条の二第二項（同法第二十一条の二第一項、第五十一条の四（同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第六十六条の二第一項の規定による指示に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第五十八条の四の規定による指示に係る部分</p>

場合を含む。)の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三丁六 (略)

七 第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十条の三第一項に規定する安全運転管理者及び第十九条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十四条の三第四項に規定する副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

八 (略)

(道路交通法の規定の読替え適用等)

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三(第五項を除く。)、第七十五條第一項(第五号及び第六号を除く。)、第七十七條の二第二号及び第三号、第一百七条の四第五号から第七号まで、第一百十八條第一項第四号、第一百十九條の三第一項第三号、第一百十九條の四第一項第四号並びに第一百二十條第一項第十一号の三の規定に規定する車両(同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。 )及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規	読み替えられる字句	読み替える字句
--------	-----------	---------

を除く。)の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三丁六 (略)

七 第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十条の二第一項に規定する安全運転管理者及び第十九条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十四条の二第四項に規定する副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

八 (略)

(道路交通法の規定の読替え適用等)

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第五十一條の四、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項から第三項まで、第七十四條の二(第五項を除く。)、第七十五條第一項(第五号及び第六号を除く。)、第七十五條の八第三項、第七十七條の二第二号及び第三号、第一百十七條の四第四号から第六号まで、第一百十八條第一項第四号、第一百十九條の三第一項第三号、第一百十九條の四第一項第四号並びに第一百二十條第一項第十一号の三の規定に規定する車両(同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。 )及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規	読み替えられる字句	読み替える字句
--------	-----------	---------



定	第二十二條の	(略)	
	一 第一項	車両の使用者に	自動車運転代行業者に
四	第五十八條の	の使用者(当該車両の 運転者であるものを除 く。以下この条におい て同じ。)	(運転代行業法第二條第六項に規 定する代行運転自動車(以下単に 「代行運転自動車」という。)を 除く。)(につき自動車運転代行業 者
	(略)		

定	第二十二條の	(略)	
	一 第一項	車両の使用者に	自動車運転代行業者に
四	第五十一條の	車両を離れて直ちに運 転することができない 状態にする行為(当該 行為により車両が第四 十四條、第四十五條第 一項若しくは第二項、 第四十七條第二項若し くは第三項、第四十八 條若しくは第四十九條 の二第三項の規定に違 反して駐車することと なる場合のもの又は車 両がこれらの規定に違 反して駐車している場 合におけるものに限る 。以下「放置行為」と いう。)(をし、当該車 両につき、第五十一條 第三項、第六項若しく は第八項又は第五十一	第四十四條、第四十五條第一項若 しくは第二項、第四十七條、第四 十八條又は第四十九條の二第二項 から第四項まで若しくは第五項後 段の規定の違反となるような行為 (以下この条及び第七十五條第一 項第七号において「駐車違反反行 為」という。)(をした場合におい て、自動車運転代行業者が当該駐 停車違反行為に係る車両につき駐 停車違反行為

--

<p>四 第五十八條の</p>	<p>条の二第二項の規定による措置（前条第一項の規定による移動を含む。）が採られた場合において、当該放置行為に係る車両（以下「放置車両」という。）の使用者（当該放置車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）が当該放置車両につき放置行為</p>	<p>主たる営業所の所在地</p>
<p>（略）</p>	<p>当該放置車両の使用の本拠の位置</p> <p>使用者に</p> <p>応じ放置行為</p> <p>の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）</p>	<p>自動車運転代行業者に</p> <p>応じ駐停車違反行為</p> <p>（運転代行業法第二条第六項に規定する代行運転自動車（以下単に「代行運転自動車」という。）を除く。）につき自動車運転代行業者</p>

(略)		第七十四条第 一 項	車両等の運転者及び安全運転管理者、副安全運転管理者その他当該運転管理の地位にある者	車両の運転者並びに運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十四条の三第一項に規定する安全運転管理者及び運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十四条の三第四項に規定する副安全運転管理者
第七十四条第 二 項	(略)			
第七十四条の 三 第一項	(略)			
第七十四条の 三 第二項	(略)			
第七十四条の 三 第三項	(略)			
第七十四条の 三 第四項	(略)			
第七十四条の 三 第六項	(略)			
第七十四条の 三 第七項及び	(略)			
(略)		第七十四条第 一 項	車両等の運転者及び安全運転管理者、副安全運転管理者その他当該運転管理の地位にある者	車両の運転者並びに運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項に規定する安全運転管理者及び運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される次条第四項に規定する副安全運転管理者
第七十四条第 二 項及び第三 項	(略)			
第七十四条の 二 第一項	(略)			
第七十四条の 二 第二項	(略)			
第七十四条の 二 第三項	(略)			
第七十四条の 二 第四項	(略)			
第七十四条の 二 第六項	(略)			
第七十四条の 二 第七項及び	(略)			

第八項	(略)	第七十五条第一項第七号	<p>自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七條第二項、第四十七條第二項、第四十七條第二項若しくは第三項、第四十八條、第四十九條の二第三項若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)</p>	<p>第四十四条、第四十五条第一項若しくは第一項、第四十七條、第四十八條、第四十九條の二第二項から第四項まで若しくは第五項後段又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為</p>
第八項	(略)	第七十五条第一項第七号	<p>放置行為(高速自動車国道又は自動車専用道路において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車が同項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)</p>	<p>駐停車違反行為(第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為)</p>
第七十五条の二第一項	(略)	第七十五条の二第一項	<p>できる。</p>	<p>できる。ただし、当該違反行為が代行運転自動車又は随伴用自動車</p>
第七十五条の二第一項	(略)	第七十五条の二第一項	<p>できる。</p>	<p>できる。ただし、当該違反行為が代行運転自動車又は随伴用自動車</p>

第七十五条の 二第二項	<p>の使用者</p> <p>当該使用者</p> <p>当該車両の使用の本拠の位置</p>	<p>の運転者が行う最高速度違反行為又は過労運転である場合は、この限りでない。</p>
第一百七十七条の 二第二号	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号</p>	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）</p>

第七十五条の 八第三項	<p>高速自動車国道等において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車と同項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）をし、当該自動車につき、前項において準用する第五十一条第</p>	<p>第一項の規定の違反となるような行為をし</p>
放置行為		<p>の運転者が行う最高速度違反行為、駐停車違反行為又は過労運転である場合は、この限りでない。</p>
駐停車違反行為		

	(略)		
	第百十七条の四第五号	(略)	
	第百十七条の四第六号	(略)	
	第百十七条の四第七号	(略)	
	(略)		
第百十九条第一項第十二号	(略)	第七十五条の二(自動車)の使用者の義務等	第七十五条の二(自動車)の使用者の義務等(第一項(運転代行業法の義務等)第一項(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))
第二項の	第一項		
		第二項(運転代行業法第十九条第一項)	

	(略)		三項、第六項又は第八項の規定による措置がとられ
	第百十七条の二第二号	第七十五条(自動車)の使用者の義務等(第一項第三号	第七十五条(自動車)の使用者の義務等(第一項第三号(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。))
	第百十七条の四第四号	(略)	
	第百十七条の四第五号	(略)	
	第百十七条の四第六号	(略)	
	(略)		
第百十九条第一項第十二号	(略)	第七十五条の二(自動車)の使用者の義務等	第七十五条の二(自動車)の使用者の義務等(第一項(運転代行業法の義務等)第一項(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))
第一項			
		第二項	

(略)	<p>第二百二十条第一項第十一号の三</p>	<p>第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項</p>	<p>第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</p>	<p>一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の</p>
(略)	<p>同条第六項</p>	<p>第七十四条の三第六項(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</p>	<p>(略)</p>	<p>一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運轉代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項(第五号及び第六号を除く。)、第百十七条の二第二号及び第三号、第百十七条の四第五号から第七号まで、第百十八条第一項第四号並びに第百十九条の三第一項第三号の規定を適用する。</p>				
<p>3 自動車運轉代行業者が行う安全運転管理者等の選任及び解任については、道路交通法第七十四条の三第五項の規定は、適用しない。</p>				
<p>4 自動車運轉代行業の用に供される車両(随伴用自動車を除く。)(の運轉者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為(道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる</p>				

(略)	<p>第二百二十条第一項第十一号の三</p>	<p>第七十四条の二(安全運転管理者等)第一項</p>	<p>第七十四条の二(安全運転管理者等)第一項(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</p>	<p>一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の</p>
(略)	<p>同条第六項</p>	<p>第七十四条の二第六項(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</p>	<p>(略)</p>	<p>一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運轉代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項(第五号及び第六号を除く。)、第百十七条の二第二号及び第三号、第百十七条の四第四号から第六号まで、第百十八条第一項第四号並びに第百十九条の三第一項第三号の規定を適用する。</p>				
<p>3 自動車運轉代行業者が行う安全運転管理者等の選任及び解任については、道路交通法第七十四条の二第五項の規定は、適用しない。</p>				
<p>4 自動車運轉代行業の用に供される車両(随伴用自動車を除く。)(の運轉者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に規定する駐停車違反行為(同号に規定する放置行為を除く</p>				

行為を除く。 ) については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第百十九条の四第一項第四号（同法第四十七条及び第七十五条の八第一項に係る部分を除く。 ）の規定は、適用しない。

（指示）

第二十二條 公安委員会は、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定（次項に規定するものを除く。 次条第一項並びに第二十五条第二項第一号及び第二号において同じ。 ）に違反し、又は運転代行業務に関し、特定道路交通法令（第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法の規定（同法第七十四条の三（第五項を除く。 ）及び第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。 ）に係るものに限る。 ）並びにこれらの規定に基づく命令の規定をいう。 次条第一項並びに第二十五条第二項第一号及び第二号において同じ。 ）に違反し、若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為をした場合において、自動車運転代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。 この場合において、公安委員会は、国土交通大臣に対し、当該指示をした旨を通知しなければならない。

2 (略)

(営業の停止)

第二十三條 公安委員会は、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等

。 ) については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十一条の四、第七十五条第一項第七号及び第二項、第七十五条の二第一項、第七十五条の八第三項並びに第百十九条の四第一項第四号（同法第四十七条及び第七十五条の八第一項に係る部分を除く。 ）の規定は、適用しない。

（指示）

第二十二條 公安委員会は、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定（次項に規定するものを除く。 次条第一項並びに第二十五条第二項第一号及び第二号において同じ。 ）に違反し、又は運転代行業務に関し、特定道路交通法令（第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法の規定（同法第七十四条の二（第五項を除く。 ）及び第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。 ）に係るものに限る。 ）並びにこれらの規定に基づく命令の規定をいう。 次条第一項並びに第二十五条第二項第一号及び第二号において同じ。 ）に違反した場合において、自動車運転代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。 この場合において、公安委員会は、国土交通大臣に対し、当該指示をした旨を通知しなければならない。

2 (略)

(営業の停止)

第二十三條 公安委員会は、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等



若しくは運転代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくは運転代行業務に関し特定道路交通法令若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第二十二條の二第一項若しくは第六十六條の二第一項の規定による指示に違反した場合において自動車運転代行業務の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、自動車運転代行業者が前条第一項の規定による指示に違反したとき、又は国土交通大臣から次項の規定による要請があったときは、政令で定める基準に従い、当該自動車運転代行業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車運転代行業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2・3 (略)

(処分移送通知書の送付等)

第二十五条 (略)

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第二十二條第一項、第二十三條第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、又は運転代行業務に関し、特定道路交通法令に違反し、若しくは第十九条

若しくは運転代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくは運転代行業務に関し特定道路交通法令若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第二十二條の二第一項、第五十一條の四(同法第七十五條の八第三項において準用する場合を含む。)若しくは第六十六條の二第一項の規定による指示に違反した場合において自動車運転代行業務の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、自動車運転代行業者が前条第一項の規定による指示に違反したとき、又は国土交通大臣から次項の規定による要請があったときは、政令で定める基準に従い、当該自動車運転代行業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車運転代行業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2・3 (略)

(処分移送通知書の送付等)

第二十五条 (略)

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第二十二條第一項、第二十三條第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、又は運転代行業務に関し特定道路交通法令に違反した場合において、自動

<p>第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為をした場合において、自動車運転代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示すること。</p> <p>二 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくは運転代行業務に関し特定道路交通法令若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第二十二條の二第一項若しくは第六十六条の二第一項の規定による指示に違反した場合において自動車運転代行業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、自動車運転代行業者が第二十二條第一項の規定による指示に違反した場合又は国土交通大臣から第二十三條第二項の規定による要請があつた場合同条第一項の政令で定める基準に従い、当該自動車運転代行業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車運転代行業の全部又は一部の停止を命ずること。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>車運転代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき 当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示すること。</p> <p>二 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくは運転代行業務に関し特定道路交通法令若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第二十二條の二第一項、第五十一条の四（同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六十六条の二第一項の規定による指示に違反した場合において自動車運転代行業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、自動車運転代行業者が第二十二條第一項の規定による指示に違反した場合又は国土交通大臣から第二十三條第二項の規定による要請があつた場合 同条第一項の政令で定める基準に従い、当該自動車運転代行業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車運転代行業の全部又は一部の停止を命ずること。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

改 正 後	別表（第七條關係）	(略)	道路交通法 第八十九條第一項、第一百條の二第五項、第一百條第一項及び第百七條の七第二項 （昭和三十 五年法律第 百五号）	第八條第三項、第五十一條の十三第一項、第五十八條第一項、第五十八條の三第二項、第五十九條第三項、第六十三條第三項及び第四項、第七十五條第九項（第七十五條の二第三項において準用する場合を含む。）、第七十八條第三項、第八十九條第二項、第九十二條第一項及び第二項、第九十九條の二第四項、第九十九條の三第四項、第一百條第三項及び第五項、第一百條の二第三項、第一百條の三第三項（第百七條の五第十項において準用する場合を含む。）、第百四條の四第六項、第百七條第二項、第百七條の七第三項、第百九條第一項並びに第百二十六條第一項及び第四項	第三條 第四條
	(略)				
改 正 前	別表（第七條關係）	(略)	道路交通法 第八十九條第一項、第一百條の二第五項、第一百條第一項及び第百七條の七第二項 （昭和三十 五年法律第 百五号）	第八條第三項、第五十八條第一項、第五十八條の三第二項、第五十九條第三項、第六十三條第三項及び第四項、第七十五條第九項（第七十五條の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十八條第三項、第八十九條第二項、第九十九條の二第四項、第九十九條の三第四項、第一百條第三項及び第五項、第一百條の二第三項、第一百條の三第三項（第百七條の五第十項において準用する場合を含む。）、第百四條の四第六項、第百七條第二項、第百七條の七第三項、第百九條第一項並びに第百二十六條第一項及び第四項	第三條 第四條
	(略)				